# 平成 28 年度

# 図書館·歴史資料館要覧



古賀市教育委員会 文化課

# 目 次

1. 古賀市の概要	1
2. 施設の概要	2
3. サンフレアこが空調・照明改修及び増床工事	4
————古賀市立図書館 ———	
	_
4. 図書館の沿革	7
5. 図書館の活動目標	11
6. 資料収集方針	12
7. 図書館の組織 予算・決算	13
8. 蔵書構成	14
9. 図書館の利用案内	15
10. 図書館の利用状況	16
11. 雑誌・新聞タイトル一覧	19
12. 平成27年度事業報告及び平成28年度事業計画	20
13. 読書活動事業	23
14. 地域文庫紹介	28
————古賀市立歴史資料館 ———	
15. 歴史資料館の沿革	31
16. 歴史資料館の活動目標	33
17. 歴史資料館の組織 予算・決算	34
18. 歴史資料館の利用案内	35
19. 平成27年度事業報告及び平成28年度事業計画	36
20. 歴史資料館の利用状況	40
21. 歴史資料館事業	41
	45
古賀市生涯学習センター条例 (抜粋)	47
古賀市生涯学習センター条例施行規則 (抜粋)	49

### 1. 古賀市の概要

古賀市は福岡県の北西に位置し、総面積は約42.07km2です。

市の東部には犬鳴山系が南北に連なり、緑深き山々を水源として発する大根川と青柳川は、肥沃な平野を作りながら合流して花鶴川となって玄界灘に注ぎ、白砂青松の海岸を作っています。山と川、海に育まれ豊かな自然環境にあります。

古墳時代には400余基の古墳が確認されています。近年、鹿部田渕遺跡から発掘された 大型建物群跡は、官衛(かんが、役所)か、屯倉(ミヤケ)の跡ではないかという説もあり、 平成22年には『みあけ史跡公園』として保存整備しました。

さらに、平成25年3月には、谷山北地区遺跡群の発掘調査で、古墳時代の金銅装の馬具一式や武具・農具が出土しました。これらが発掘された「船原古墳」は、専門家からも「非常に貴重で重要な発見」と注目されており、平成28年10月に国の史跡に指定されました。

その一方、福岡市、北九州市両政令指定都市の中間地という地理的条件に恵まれている 古賀市では交通の利便性と豊かな自然、誇れる歴史遺産、強い工業力のほか、充実した教 育・子育て環境の施策などを通して順調な発展をしています。今後も新しい時代に向けて、 人や地域のつながりを大切にし、より快適な生活環境をつくり、教育文化・健康福祉の充 実を図り、笑顔あふれる「つながり にぎわう 快適安心都市 こが」をめざします。

**ひとのデータ**( )は前年比

人 口……58,302人 (-17)

男 性……27,916人 (-56)

女 性……30,386人 (+39)

世帯数······ **24,175世帯**(+219)

データ 2016年3月31日現在





市木 (クロガネモチ) 版画:二川秀臣



市花 (コスモス) 版画:二川秀臣

## 2. 施設の概要

(平成28年6月現在)

#### (1) サンフレアこが(複合文化施設)の概要

所 在 地 古賀市中央二丁目13番1号

着 工 平成5年9月14日

竣 工 平成6年8月31日

開館平成6年11月1日

増 築 平成16年8月31日(こがめルーム 36 m²)

敷地面積 5.658.75 m<sup>2</sup>

建築面積 2.063.28 ㎡

延床面積 3,607.744 ㎡

構 造 鉄筋コンクリート造地上2階

総工費約11億円

增 床 平成28年1月15日(150 m²)

#### (2) 施設の概要

1階 図 書 館 1,845.287 m<sup>2</sup>

開 架 室 1,158 m 閲覧室・こがめルーム・児童コーナー AVコーナー

閉 架 室 171 ㎡

朗読点字室 16 ㎡

事 務 室 207 m<sup>2</sup>

倉庫・他 310,787 ㎡

#### 2階 歴史資料館 1,653,977 m<sup>2</sup>

歴史資料館事務室 24 m<sup>2</sup>

展 示 室 497.57 m DVDコーナー

収 蔵 庫 90㎡

修復作業室 68 ㎡

視 聴 覚 室 135.33 ㎡

ギャラリー 230.52 m<sup>2</sup>

文化財係事務室 54 m<sup>2</sup>

研修室 54㎡

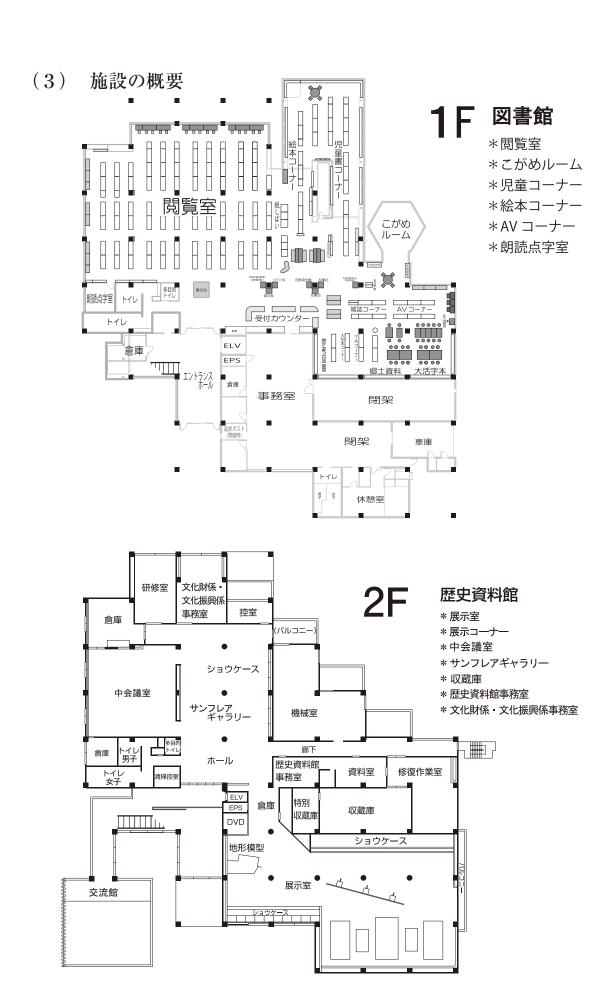
控 室 14.4 ㎡

倉庫·機械室他 486.157 ㎡

附 帯 施 設 90.98 ㎡

PH階(屋上) 18.98 ㎡

駐輪場 72.00 ㎡



# 3. サンフレアこが空調・照明改修及び増床工事

着 工 平成27年9月15日

竣 工 平成28年1月31日

総工費約2億4,500万円

臨時図書館開館 平成27年9月10日~平成27年12月27日 リーパスプラザこが研修棟 105号室にて

#### ■工事中の様子









■空調・照明改修及び増床 (150 ㎡) 工事完了



LED 照明、ダウンライト設置



増床部分は児童コーナーとして活用

#### ■臨時図書館の様子









#### ■リニューアルオープン事前見学会

日時:平成28年2月1日(月) 第1部11:30~12:15 第2部15:30~16:30





#### ■リニューアルオープン

日時:平成28年2月2日(火) 10:00~





# 古賀市立図書館



図書館マスコットキャラクター ことちゃん SAWAKO 作

# 4. 古賀市立図書館の沿革

年号	年	月	
大正	12	/1	
昭和	8		文部省より村立図書館表彰
нЦЛП	20		村立図書館が建物の老朽化により廃館
	22	5	学校教育法施行規則により市内各小中学校に学校
	44	J	図書館を設置し活発な活動が始まる
	36	5	十四亩小学校「西口木丹レスの詰ま会」新出
	37	3	東京小学校 4 校「士智町丹レスの 20 公開詩書   姓成 薄 恕一 (1866~1956)
	44	8	第1回「古賀町母と子の読書のつどい」開催 端間で図書館を設置寄贈して 第1回「古賀町母と子の読書のつどい」開催 "古賀市立図書館の礎"を築いた
	48	4	「古賀町図書館設置条例」を施行
	10	-	図書館司書を正式配置開始(青柳小学校、小野小学校、町立図書館)
		9	「古賀町図書館の管理と運営に関する規則   を施行
		10	古賀町立図書館(蔵書3,757冊)を開館し、館外貸出開始
			初代館長 中村 隆則 就任
	53		最初の地域文庫「たけのこ文庫」開設
			「どようおはなし会」開始
	54	5	「えほん研究会」開始(平成5年4月終了)
		10	「かめのこ文庫」開設(平成元年12月閉鎖)
	55	2	「れんげ草文庫」開設(平成2年4月閉鎖)
	57	4	第二代館長 渋田 近 就任
	59	5	「子どもの本をよむ会」開始(平成5年4月終了)
		7	「花鶴丘3丁目文庫」(現「あすなろ文庫」)開設
	62	4	第三代館長 村山 競 就任
	63	4	「ひばり文庫」開設(平成21年7月閉鎖)
平成	元	6	「しらさぎ文庫」開設
	2	3	「コスモス文庫」開設
	4	8	古賀町複合文化施設建設検討委員会を設置
	5	4	第四代館長 八尋 七郎 就任
		9	新図書館着工
	0	12	「こじか文庫」開設
	6	4	新図書館移転業務のため図書館休館 10月まで
		6	図書館利用者カード事前登録開始
		8	新図書館竣工 コンピュータ導入による図書館システムを開始
		10	コンヒュータ导人による図書館ンステムを開始 新図書館オープンセレモニー
		11	新図書館オーノンセレモニー 古賀町複合文化施設設置条例を施行。施設名を「サンフレアこが」と称
		11	し、1階に「古賀町立図書館」、2階に「古賀町立歴史資料館」を設置
			新図書館を開館し、貸出開始
		12	AV資料貸出開始
	_	14	

7 4 第五代館長 安武 敏夫 就任

- 7 12 日曜日半日開館から一日開館へ
- 8 1 蔵書10万冊を超える
  - 3 県立図書館とネットワーク(FLネット)を結ぶ
  - 4 第六代館長 村山 間 就任
  - 10 読書講座開講(年5回)
  - 11 第1回図書館まつり開催
  - 12 「名画会 | 開始
- 9 3 蔵書冊数123.096冊となる(雑誌・AV含む)
  - 7 「子ども映画会」開始
  - 8 貸出冊数10冊 開始
  - 10 市制施行により古賀市立図書館となる
- 10 3 蔵書冊数136,071冊となる(雑誌・AV含む)
- 11 3 蔵書冊数146,657冊となる(雑誌・AV含む)
  - 4 図書館コンピュータ機器更新 粕屋地区公共図書館等 配本車事業開始(相互貸借)
    - 5 読書講座開講(11年度より年10回)
- 12 3 蔵書冊数164.952冊となる(雑誌・AV含む)
  - 11 HP開設
- 13 3 蔵書冊数170.055冊となる(雑誌・AV含む)
  - 10 どようおはなし会 500回となる
- 14 3 蔵書冊数183,702冊となる(雑誌・AV含む)
  - 8 福岡都市圏公共図書館等広域利用開始
- 15 3 蔵書冊数192.723冊となる(雑誌・AV含む)
  - 4 図書館資料データ変更(OPLデータをTRCデータに)
  - 8 ブックスタート事業開始(健康づくり課、こども政策課、市立図書館と の合同事業)
- 16 2 福岡県図書館情報システム (ILL) 参加
  - 3 図書館コンピュータ機器更新。蔵書冊数204,603冊(雑誌・AV含む)
  - 4 第七代館長 小西 欣也 就任 古賀市親子読書会「子どもの読書活動 優秀実践団体の部」文部科学 大臣表彰
  - 5 インターネット端末(2台)提供開始Webでの蔵書検索可能
  - 9 市民の寄付による [こがめルーム] 増設 (36 ㎡)
- 17 3 盗難防止用ゲート設置、蔵書冊数207.448冊(雑誌・AV含む)
  - 4 青少年アンビシャス運動「本のわくわく探検事業」開始
  - 9 「おはなしのへや」撤去工事
- 18 3 蔵書冊数213,921冊(雑誌・AV含む)
  - 4 「古賀市子ども読書活動推進計画」策定 古賀市親子読書会「子どもの読書活動 優秀実践団体の部」文部科学大 臣表彰

データベース情報提供開始(聞蔵Ⅱ、ジャパンナレッジ)



旧町立図書館

- 18 5 インターネット端末 (2台) 提供開始
  - 6 「赤ちゃんおはなし会」開始
  - 10 青少年アンビシャス運動「本のわくわく探検事業・福岡地区読書研修会 | 開催
- 19 3 蔵書冊数213,301冊(雑誌・AV含む)
  - 4 第八代館長 簑原 弘二 就任 図書館利用者カード再発行有料化
  - 10 青少年アンビシャス運動「本のわくわく探検事業 読書フォーラム」開催
  - 11 市制施行10周年記念「第12回図書館まつり」開催
- 20 3 蔵書冊数208.392冊(雑誌・AV含む)
  - 4 第九代館長 木戸 一雄 就任
  - 10 図書館マスコット「ことちゃん」決定「小さい子のおはなし会 | 開始
- 21 3 蔵書冊数212,124冊(雑誌・AV含む)
  - 7 古賀市複合文化施設運営協議会設置 布の絵本ボランティア「つくしんぼ」発足
- 22 3 蔵書冊数222,475冊(雑誌・AV含む)
  - 4 ICタグ導入開始(新刊)
  - 6 ICタグ対応盗難防止用ゲート設置 図書管理システム更新(LiCS-Reへ)
  - 7 ICタグ貼付作業開始(所蔵資料22万冊対象 県緊急雇用創出事業) 「24時間テレビ 愛は地球を救う」から拡大読書機、デイジー再生機が 寄贈され、朗読点字室に設置
  - 10 ICタグ貼付作業終了
  - 11 自動貸出機導入
- 23 3 蔵書冊数225,251冊(雑誌・AV含む)
  - 4 第十代館長 矢野 博昭 就任
  - 10 「赤ちゃんおはなし会」2部制開始
- 24 2 Web予約開始
  - 3 蔵書冊数222.683冊(雑誌・AV含む)
  - 5 データベース情報提供開始(法情報総合データベース) 名画会200回記念開催(平成8年12月から)
  - 7 どようおはなし会1.000回記念開催(昭和53年6月から)
  - 8 RLP (古賀市小・中学生リーディングリーダープロジェクト) 市立図書 館研修実施
  - 9 JR古賀駅に「図書返却ポスト」設置
  - 11 レファレンスデスク設置
- 25 1 「赤ちゃんおはなし会」100回記念開催(平成18年6月から)
  - 3 蔵書冊数226.171冊(雑誌・AV含む)
  - 6 情報提供ラック事業開始
- 26 3 蔵書冊数228,227冊(雑誌・AV含む)
  - 4 第十一代館長 梅谷 悦二 就任

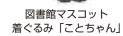


図書館マスコッ「ことちゃん」

#### 年号 年 月

#### 事 跡

- 27 3 蔵書冊数229,252冊(雑誌·AV含む)
  - 8 空調・照明改修及び増床工事のため閉館
  - 9 臨時図書館開館
  - 12 臨時図書館閉館
- 28 1 空調・照明改修及び増床工事完成(増床150㎡) 図書館マスコット「ことちゃん」の着ぐるみ寄贈 (コスモス文庫 村山美和子氏より) 図書館管理システム更新(LiCS-Re2へ)
  - 2 リニューアルオープン
  - 3 法情報総合データベース提供終了 蔵書冊数229,499冊(雑誌・AV含む)



- 4 データベース情報提供開始(ルーラル電子図書館)
- 7 「古賀市複合文化施設サンフレアこが 市立図書館」の名称廃止〔古賀 市複合文化施設条例廃止〕 古賀市複合文化施設運営協議会の廃止〔古賀市複合文化施設運営協議 会設置規則廃止〕
- 8 「古賀市生涯学習センター(通称:リーパスプラザこが)市立図書館」へ 名称変更〔古賀市生涯学習センター条例施行〕



絵本「ぐりとぐら」タペストリー 製作: 布の絵本 ボランティア「つくしんぼ」

# 5. 図書館の活動目標

#### 平成28年度の運営方針

- 市民の「知る自由」を保障し、生涯学習を支援する情報センターとしての図書館
- 地域の情報拠点として市民の暮らしに役立ち、豊かな心を育てる図書館
- 社会の変化や地域の実情に応じ、市民とともに成長し、市民に信頼され支持される図 書館

#### 平成28年度の活動目標

- データベース等の活用と専用コーナー設置によるレファレンスの機能化の促進及び 市民や地域の課題に対応したサービスの充実
- 郷土・行政資料の収集、利用者への情報提供の更なる充実
- 「古賀市子ども読書活動推進計画」の策定、セカンドブックや読書ノートの配布及び 中学生読書サポーター養成講座等による読書活動の推進
- 読書ボランティア養成講座、図書館まつり等の講座や行事の充実
- 福岡県内各公共図書館等及び国立国会図書館との総合ネットワークの活用
- 学校図書館との連携



「知恵の冒険」

作 望月菊麿

## 6. 資料収集方針

古賀市立図書館資料収集方針

#### (趣旨)

第1条 この方針は、図書館法(昭和25年法律第118号)第3条第1号に規定する事業を十分かつ円滑に運営するため、古賀市立図書館(以下「図書館」という。)における資料の収集に関し、必要な事項を定めるものとする。

#### (基本方針)

- 第2条 図書館は、市民(図書館の利用者を含む。以下同じ。)の基本的人権の一つである知る自由を社会的に保障する機関の一つであることに鑑み、市民が必要としその知的関心を刺激する多様な資料を図書館の責任において豊富に揃え、提供するよう努めるものとする。
- 2 図書館は、市民の教養、調査研究、レク リエーション等に資する資料を収集するも のとする。
- 3 図書館は、資料の収集に当たっては、市 民の要望並びに社会の要請及び地域の実 情を踏まえ、組織的かつ系統的に行うもの とする。
- 4 図書館は、収集する資料が持つ思想や主 張は読者である一人ひとりの市民の自由 な思索と判断に委ねられていることに鑑 み、資料の収集を中立かつ公正な立場で行 うものとする。
- 5 図書館は、市民の知的関心に応える証と してこの収集方針を公開し、広く市民の理 解と協力を得て、市民の資料要求に応えら れる蔵書を構成するものとする。
- 6 図書館員は、前各項の規定の趣旨を十分 に理解するとともに、この収集方針に則っ て資料の収集に当たらなければならない。

#### (収集資料の種類)

- 第3条 収集する資料の種類は、次に掲げるとおりとする。
  - (1) 図書
  - (2) 逐次刊行物
  - (3) 行政資料
  - (4) 郷土資料
  - (5) 視聴覚資料
  - (6) 障がい者用資料
  - (7) その他前条第2項に規定する資料

(平成26年3月 古賀市教育委員会告示) (改正平成28年7月 古賀市教育委員会告示)

#### (資料収集の留意点)

- 第4条 資料収集については、次に掲げる事 項に留意するものとする。
  - (1) 多様な対立する意見のある問題については、それぞれの観点に立つ資料を幅広く収集すること。
  - (2) 著者の思想的、宗教的、党派的立場に とらわれて、その著作を排除することは しないこと。
  - (3) 図書館員の個人的な関心や好みによって選択しないこと。
  - (4) 個人、組織、団体からの圧力や干渉によって、収集の自由を放棄したり、紛糾を恐れて自己規制したりしないこと。
- 2 寄贈図書の受入れに当たっても前項各号に掲げる事項に留意するものとする。

#### (資料の選定方法)

- 第5条 資料の選定調整を行うため、図書館 員で構成する図書館資料選定委員会を設 置する。
- 2 資料の選定調整を行う場合には、あらか じめ前項の図書館資料選定委員会の議決 を経るものとする。
- 3 図書館長は、前項の議決の結果を十分に 尊重し、資料の選定に当たるものとする。

#### (蔵書の更新)

- 第6条 図書館は、常に新鮮で適切な蔵書構成を維持し、充実させるために資料の更新を行うものとする。
- 2 開架書架においては、次に掲げる事項に 留意するものとする。
  - (1) 利用の可能性が少なくなった資料、新たな資料によって代替できる資料及び古くなった資料は閉架書庫に移すこと。
  - (2) 将来の利用や資料価値がない資料は 除籍すること。
  - (3) 頻繁に利用される資料が破損等のために利用に供することができなくなったときは、同一資料の買い替え等の更新を行うこと。

#### (市民の要望及び意見の尊重)

第7条 市民の蔵書に関する要望及び意見 については、広くこれを収集し、蔵書構成 の充実に役立てるよう努めるものとする。

#### (委任)

第8条 この収集方針に定めるもののほか、 資料収集に関し必要な事項は、図書館長が 定める。

# 7. 図書館の組織 予算・決算

#### 組 織

(平成28年6月現在)

職員内訳

館長

職 員…7名(司書6名)

1名(再雇用嘱託職員司書1名)

臨時職員…10名

	区	分	事 務 分 掌
1	館	長	図書館全般の統括、渉外
2	係	長	図書館の総合的な管理・運営、図書館業務の総括指導
3	職		図書館業務の調整 図書館資料に関すること(選択、収集、組織化、除籍) ・図書 ・雑誌 ・新聞 ・AV資料 ・郷土資料 カウンター業務(貸出、返却、利用者登録、予約、複写、レファレンス業務など) 行事等の立案、企画・運営(読書講座、名画会、講演会、図書館まつりなど) 図書館広報 子ども読書活動推進(おはなし会、ブックスタート、セカンドブック、赤ちゃんおはなし会、小さい子のおはなし会など) 諸団体との連携(学校図書館、親子読書会、地域文庫、読書ボランティア) 見学、職業体験・インターンシップ等の受入 督促 一般事務、予算管理

#### 予算・決算

歳出 10款6項4目 図書館費

	経 費	27年度決算額	28年度予算額	摘  要
	図書館費総額(A+B+C)	106,275,033	109,766,000	
A	人件費	76,727,781	76,083,000	職員9人、臨時職員10人
	資料費(a+b+c)	17,160,894	16,967,000	
В	a 図書費	14,823,768	13,500,000	
D	b 雑誌・新聞費	1,827,814	1,967,000	
	c 視聴覚資料費	509,312	1,500,000	
С	その他の費用	12,386,358	16,716,000	

# 8. 歳 書 構 成

(平成28年3月31日現在)

図書館の資料点数は次の通りです。

区	分	一般	書	児	童	書	図	書	計	AV	資	料	総	合	計	雑	誌
資	料 数	149,34	46		66, (2,	557 529)		215,	903		7,	706		223,	609		イトル 90冊)

※児童書の()内は紙芝居・パネルシアターの所蔵数

冊子319冊は一般書に含む

AV資料は、ビデオ、DVD、LD、CD、カセットブックを含む

#### ☆ その他の資料

朝日新聞、毎日新聞、日本経済新聞、読売新聞、西日本新聞、産経新聞、The Japan Times、週刊読書人、学校図書館速報版、朝日小学生新聞、朝日中高生新聞、夕刊(日本経済、西日本)、高校生新聞

☆ 他、パンフレット類

#### 分類別蔵書数

#### (平成28年3月末 所蔵数)

種類		分 類		蔵書数	種類		分	類	蔵書数
	0	総	記	4,900		8	言	話	1,032
	1	哲	学	5,428	児	9	文	学	21,321
	2	歷	史	15,354	童	Е	絵	本	26,528
_	3	社会科4	学	19,605	書	Р	紙	芝 居	9 590
	4	自然科	学	10,341			パネル	レシアター他	2,529
般	5	技	術	13,830		小		計	66,557
	6	産	業	5,029		\text{\rightarrow} + \text{\rightarrow}	^	÷r	215 002
書	7	芸	術	16,240		図書	合	計	215,903
	8	言	話	2,922		VT	ビデス	ナテープ	1,021
	9	文	学	55,378	Λ	CD			3,890
	小		計	149,027	A V	LD			316
	<b>₩</b>	子		319	資料	CB 7	カセッ	トブック	599
	0	総	記	492	杆	DVD			1,880
	1	哲	学	405		CD-R	OM		0
児	2	歷	史	1,847		Λ 17	^	<b>≑</b> L.	7.700
	3	社会科4	学	2,752		A V	合	計	7,706
童	4	自然科	学	4,491		逐	次	刊行物	על
書	5	技	術	1,581	7	維 誌(	タイ	トル数)	167タイトル
	6	産	業	1,087	3	新 聞(	1年	間保存)	12紙
	7	芸	術	2,492					

## 9. 図書館の利用案内

古賀市民及び市立図書館利用者(以下「利用者」という。)に、図書、新聞、雑誌、AV資料等を提供し、読みたい本のリクエストに応じるため予約サービスを行う。また、利用者からの質問に応じレファレンスサービス等を行う。

- 1. 開館時間 火曜日~日曜日 午前10時~午後6時
- 2. 休 館 日 毎週月曜日 月曜日が祝日の場合は開館し、翌平日休館 第4木曜日(図書及び資料等の整理日)
- 3. 貸出要件 古賀市民及び市内に通勤・通学している人、または福岡都市圏に住んでいる人
- 4. 貸出冊数 図書は1人10冊まで(雑誌、紙芝居含む) その他にビデオ又はDVDは1点、CD・カセットブックは各2点以内

年末年始(12月28日~1月4日)、特別整理期間

- 5.貸出期間 図書は15日間 雑誌、AV資料(ビデオ、DVD、CD、カセットブック)は8日間
- 6. 貸出方法 NEC図書館システムLiCS-Re2による電算処理
- 7. サービス リクエスト、レファレンス、インターネット検索、コピー
- 8. 読書活動 おはなし会、読書講座、読書講演会、親子読書推進活動、本の展示、広報等
- 9. 文庫育成 地域の文庫活動を援助し、相互に子ども読書活動を推進する。
- 10. 団体貸出 市内の学校、保育所、学童保育所、読書ボランティア、福祉施設などの 団体に1回100冊まで30日間貸出しをする。





# 10. 図書館の利用状況

### (1) 利用状況

※9月~12月は臨時図書館の利用状況

月	開館日数	貸出冊数	一日平均 貸出冊数	利用者人数	入館者人数	登録者人数
4	25	37,304	1,492	9,584	15,667	152
5	25	37,007	1,480	9,435	16,116	120
6	24	34,180	1,424	8,861	15,338	120
7	26	39,991	1,538	10,055	18,985	170
8	26	42,597	1,638	9,980	19,783	147
9	18	10,892	605	3,042	4,181	28
10	27	13,692	507	3,804	4,827	38
11	25	12,894	516	3,560	4,532	29
12	24	14,169	590	3,496	4,101	21
1	0	7	_	15	0	0
2	23	35,248	1,533	8,516	14,284	188
3	26	30,453	1,171	7,933	12,748	117
合 計	269	308,434	_	78,281	130,562	1,130
平均	(月)	28,039.5		7,116.5	11,869.3	102.7
平均	(日)	1,146.6		291.0	485.4	4.2

### (2) 貸出状況(内訳)

※9月~12月は臨時図書館の利用状況

			٠	101		
	ㅁㅁ ◇ᄉᄉ    半/.		貸出	当 数		اد ۸
月	開館日数	一般書 (冊子含む)	児童書	雑 誌	A V	合 計
4	25	21,687	10,455	2,027	3,135	37,304
5	25	21,085	10,949	1,945	3,028	37,007
6	24	19,532	10,283	1,661	2,704	34,180
7	26	20,959	14,054	1,767	3,211	39,991
8	26	21,272	16,484	1,829	3,012	42,597
9	18	6,986	3,655	251	0	10,892
10	27	8,759	4,396	537	0	13,692
11	25	7,959	4,352	583	0	12,894
12	24	8,943	4,492	734	0	14,169
1	0	1	6	0	0	7
2	23	19,354	11,566	1,959	2,369	35,248
3	26	17,078	9,623	1,684	2,068	30,453
合 計	269	173,615	100,315	14,977	19,527	308,434
平均	平均(月)		9,120	1,362	1,775	28,040
平均	(日)	645	373	56	73	1,147

### (3) 市内校区別登録状況

校	X	人口	0~ 6歳	7~ 12歳	小計	13~ 15歳	16~ 18歳	小計	19~ 22歳	23~ 30歳	31~ 40歳	41~ 50歳	51~ 60歳	61~ 99歳	小計	合計	%
青	柳	6,093	55	110	165	100	53	153	55	156	234	197	144	288	1,074	1,392	23
小	野	6,654	88	176	264	76	63	139	96	216	326	258	281	465	1,642	2,045	31
古賀	東	8,721	115	244	359	193	111	304	137	298	493	461	308	883	2,580	3,243	37
古賀	西	9,428	98	223	321	145	135	280	127	267	493	464	315	794	2,460	3,061	32
花	鶴	7,255	120	260	380	136	85	221	71	163	474	362	193	707	1,970	2,571	35
千	鳥	5,598	57	145	202	109	74	183	70	148	264	291	242	328	1,343	1,728	31
花	見	8,308	107	269	376	181	108	289	126	213	406	421	276	564	2,006	2,671	32
舞の	D里	6,245	58	166	224	108	105	213	141	304	347	360	503	596	2,251	2,688	43
市内	計	58,302	698	1,593	2,291	1,048	734	1,782	823	1,765	3,037	2,814	2,262	4,625	15,326	19,399	33

### (4) 市外登録者数・貸出冊数 (5) 相互貸借

	바그		登録	者数	貸出	冊数
	地区	,	平成 27 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 26 年
新	宮	町	671	648	7,128	9,348
久	Щ	町	23	20	347	452
粕	屋	町	22	22	27	69
篠	栗	町	26	31	119	325
宇	美	町	9	9	0	129
志	免	町	10	11	0	51
須	恵	町	5	7	0	6
福	津	市	865	914	4,973	8,090
宗	像	市	270	297	1,486	1,949
太	宰府	市	9	10	29	6
大!	野城	市	11	11	24	96
筑	紫野	市	7	8	0	8
春	日	市	12	12	8	8
那	珂川	町	2	2	0	0
糸	島	市	5	6	2	6
福	岡	市	1,017	1,109	9,856	15,577
福岡	市(東	(区)	(882)	(979)	(9,102)	(14,875)
その	他市	町村	33	38	173	451
合 計			2,997	3,155	24,172	36,571
			158	人減	12,399	) 冊減

相手館名称	借受冊数 貸出冊数
新宮町立図書館	75 53
久山町民図書館	0 6
粕屋町立図書館	53 10
篠栗町立図書館	34 64
宇美町立図書館	13 50
志免町立町民図書館	47   24
須 恵 町 立 図 書 館	10 15
福津市立図書館	37 43
宗像市民図書館	<b>3</b> 20 82
糸 島 市 図 書 館	15 26
大野城まどかぴあ図書館	34 40
春日市民図書館	19 14
太宰府市民図書館	18 4
筑紫野市民図書館	33 9
那珂川町図書館	15 32
福岡県立図書館	ž 208 87
福岡市総合図書館	12 20
その他図書館	ž 268 756
合言	911 1,335

(6) **団体貸出** 116団体 貸出冊数 11,770冊

(7) 予約 6,687冊

(8) リクエスト 1,503件

- (9) レファレンスサービス 6,284件
- (10) インターネット情報提供件数 235件
- (11) コピーサービス 1,610枚
- (12) サービス指数
  - [1] 市民1人当たりの貸出冊数(広域含む) 貸出冊数/人口308,434冊/58,302人5.3冊

#### [2] 登録率

市内登録者数/人口

19,399人/58,302人 33.3% ※古賀市では有効期間終了後、3年間 貸出がない場合利用者登録を除籍しています。

[3] 登録者1人あたりの貸出冊数(広域含む) 貸出冊数/登録者数

308,434冊/22,396人

13.8冊

〔4〕 蔵書回転率(1冊の本が何回転したか?)

貸出冊数/蔵書数

308,434 # / 223,609 #

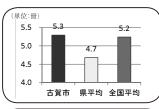
1.4回転

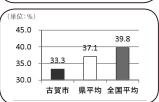
〔5〕 市民1人当たり蔵書数

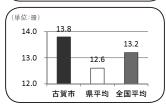
蔵書数/人口

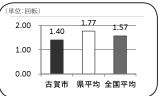
223,609冊/58,302人

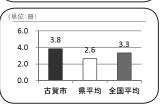
3.8₩











#### 〔6〕 行政効果

図書館資料平均単価×貸出冊数-決算=税金の還元

1.763 円 × 308,434 冊 - 106,275,033 円 = 437,494,109 円

古賀市民は本を借りることによって、1年間に、約4億3,750万円分のサービスを受けたことになり、市民1人当たり7,504円の税金、1世帯当たり18,097円の税金を還元したことになります。

※国、県の実績は「日本の図書館 2015 統計と名簿」の数値※図書の購入平均単価は、平成27年度古賀市立図書館購入費による平均購入単価※古賀市人口58,302人、世帯数24,175世帯(平成28年3月末現在)

# 11. 雑誌・新聞タイトル一覧

#### 平成28年3月現在

あ	1	AERA
	2	AERA with Kids
	3	アクアライフ
	4	アコースティック・ギター・マガジン
	5	アニメージュ
	6	Ariya
	7	安心
1,		一個人
う		うかたま
`		美しいキモノ
え		栄養と料理
		SF マガジン ESSE
		NHK きょうの健康
		NHK きょうの料理
		NHK 趣味の園芸
		NHK 将棋講座
		NHK すてきにハンドメイド
	19	NHK みんなのうた
	20	ELLE
	21	園芸ガイド
	22	演劇ぶっく
お		おひさま
		おりがみ通信 保存のみ 発行終了
		オール読物 オレンジページ
~h.	_	音楽の友 会社四季報
か		カーサ ブルータス
		かぞくのじかん
		学校図書館
	_	家庭画報
		ガーデンアンドガーデン(FG 出版)
	34	ガバナンス
	35	Car magazine
き		季刊子どもと昔話
	_	季刊のぼろ
		キネマ旬報
<		九州王国 寄贈
\		くらしとおかね       県指定保存         暮しの手帖
		CREA
		クロワッサン
		群像
け	45	芸術新潮
		毛糸だま
		月刊エアライン
		月刊かがくのとも
	_	月刊 Cooyon
		月刊碁ワールド 月刊たくさんのふしぎ
	_	月刊たくさんのふしさ
		月刊 News がわかる
		月刊はかた <b>寄贈</b>
		月刊バスケットボール
		月刊 VOLLEYBALL
		月刊 Piano
		月刊武道 寄贈
	59	月刊ホークス
		月刊 MOE
		現代農業
۲		子づれ DE CHA・CHA・CHA
	_	子どもと読書
		子供の科学 こどものとも
		こどものとも 012
	00	CC 0 0 C 0 0 1 2

	67	こどものとも (年少版)
		こどものとも (年中向き)
	_	子どもの本棚 この本読んで!
	_	Como
		コラム歳時記
さ		財界九州
		サッカーマガジン ZONE ま 声雅寺
	_	茶道雑誌 サライ
		サンデー毎日
	78	
	_	JTB 大きな時刻表 シティ情報ふくおか
	_	
L	82	週刊朝日
		週刊金曜日
	-	週刊日録 20 世紀 <b>県指定保存</b> 週刊日本の街道 <b>保存のみ 発行終了</b>
	86	週刊パーゴルフ
	87	週刊ベースボール
	-	趣味の山野草
		小説すばる 消費と生活
	_	新潮
	92	新潮 45
す	_	スクリーン
	94	Sports Graphic Number 黒
せ	_	正論
	97	世界
た	_	Tarzan
	_	旅の手帖 ダ・ヴィンチ
	_	たまごクラブ
		短歌
	_	淡交 DANCE MAGAZINE
	-	dancyu
ち	106	ちいさなかがくのとも
	_	中央公論
つて	_	釣春秋 鉄道ジャーナル
	-	鉄道ファン
	111	テニスマガジン
	_	手の間 天然生活
ح		ドゥーパ!
	_	特選街
	_	図書館雑誌
なに		NATIONAL GEOGRAPHIC 日本版 日経 WOMAN
-		日経エンタテイメント!
	-	日経トレンディ
	_	日経ヘルス 日経マネー
	_	日本児童文学
		Newton
	_	猫びより
の 1+	_	のらのら 俳句
19	_	俳句界 寄贈
		パッチワーク通信
	_	母の友
		PHP Piccolo
	102	2 10000

		平成28年3月現在
	133	美術の窓
	134	ひよこクラブ
Š	135	フォトコン
	136	福岡 Walker
	137	ふくおか経済
	138	婦人公論
	139	婦人之友
	140	プレジデント
	141	文学界
	142	文藝春秋
	143	文藝春秋 SPECIAL
ほ	144	本の雑誌
ま	145	毎日が発見
	146	Mac.Fan
	147	MAMOR マモル 寄贈
	148	Mr.PC
み	149	ミセス
	150	ミセスのスタイルブック
	151	MEN'S NON · NO
b	-	MORE
		文字の大きな時刻表
		モーターサイクリスト
		モダンリビング
		モノ・マガジン
ゃ		やさい畑
		山と渓谷
-		ゆうゆう
5		ラジオ深夜便
		ランナーズ
ŋ		LEE
		リベラシオン・人権研究ふくおか 寄贈
る		ルアー・マガジン
れ		歴史読本
,		レタスクラブ
わ	167	Wan

内県保存指定2タイトル駅保存のみ発行終了4タイトル		雑誌 計	1	167タイトル		
訳 保存のみ 発行終了 4タイトル		平成27年	度 購入	155 タイトル		
	内	県保存指定	Ê	2タイトル		
寄贈 6タイトル	訳	保存のみ	発行終了	4タイトル		
		寄贈		6タイトル		

	新 聞(12紙)
1	朝日新聞 (朝刊)
2	産経新聞 (朝刊)
3	毎日新聞 (朝刊)
4	読売新聞 (朝刊)
5	日本経済新聞 (朝刊、夕刊)
6	西日本新聞 (朝刊、夕刊)
7	朝日中高生新聞
8	朝日小学生新聞
9	週刊読書人
10	The Japan Times
11	学校図書館速報版(月2回)
12	高校生新聞 寄贈

新聞 12紙 (**寄贈** 1紙)

# 12. 平成 27 年度事業報告及び 平成 28 年度事業計画

#### (1)平成27年度事業報告

月	H	曜日		事業	場所	参加者数											
					子ども読書の日おはなし会 古賀子どもの本の交流会	視聴覚室	24										
	25 土	土	子ど	お楽しみ袋貸出し(赤ちゃん・小さい子・小学生1~3年生・小学生4 4~6年生・ティーンズ 各10セット(1袋3冊入り)	図書館	50袋											
4			子ども読書	ぬいぐるみおとまり会	図書館	25											
	26	Н	日日	作って遊ぼう 紙の工作	ロビー	36											
	20	Ц		子ども映画会「こびと大研究」「ジャッキーのおたんじょうび」	視聴覚室	19											
5	6	水		「本とあそぼう 全国訪問おはなし隊」	視聴覚室 駐車場	78											
6	7	日		読書ボランティア講座 講師:徳永 明子さん(きりん文庫かすが主宰) 「赤ちゃんおはなし会の大切さ~赤ちゃんに『生きたことば』の喜びを」	視聴覚室	29											
				お楽しみ袋貸出し(大人向け)☆	図書館	30袋											
						ブックリサイクル	図書館	-									
	7/24(金) ~ 7/95(日)		第二十	クイズ募集	図書館	56											
	7/26(日					7 / 20 (口)	7 20 (II)	/ ZO(II)	/ 20 (口)	/ 20 (II)	20(口)			一回	ことちゃんぬりえ等☆	図書館	85
7			図書館	布絵本展示	こがめ ルーム	-											
	24	金	まつり	押し花しおり作り 講師:安武 幸子さん☆	視聴覚室	44											
	0.0	В		市内地域文庫紹介展示	40 mt 24 cts	_											
	26			おはなし会スペシャル(市内地域文庫)・市内地域文庫紹介パネル展示	視聴覚室	96											
9/1	9/10~12/27 臨時図書館開館		研修棟 105号室														
				蔵書点検 1月20日(水)~1月27日(水)	図書館	_											
1	30	30 土 古賀市親子読書会「第47回 古賀市親子読書のつどい」		リーパスプラザ 大ホール	250												

☆印がついている事業は古賀市高齢者外出促進事業対象イベントです。



#### 〈月例行事〉

○どようおはなし会(こがめルーム) (9月~1月 休止)

毎週土曜日 11:00~11:30 年間30回 569人

○赤ちゃんおはなし会(こがめルーム) (9月~1月 サンコスモ古賀すこやかホールにて開催)

第2水曜日 ① 11:00~11:20 年間24回 406人

(2) 11: 40  $\sim$  12: 00

○小さい子のおはなし会(こがめルーム) (9月~1月 サンコスモ古賀すこやかホールにて開催)

第3水曜日 11:00~11:30 年間12回 360人

○子ども映画会(視聴覚室) (9月~1月 休止)

14:00~ 年間7回 156人

**○名画会 (視聴覚室)** (9月~1月 休止)

第2土曜日 14:00~ 年間7回 268人

○ブックスタート(サンコスモ古賀「つどいの広場」)

毎月1回 11:00~ 年間12回 663人

○整理休館日(図書及び資料等の整理) 第4木曜日

#### 〈見学・職場体験〉

○RLP (古賀市小・中学生読書リーダー活動推進事業)

8月6日(木)

子ども 24人 大人 17人

○中学生職業体験学習 ドリームステージ 増床工事のため受入中止

○インターンシップ 7月23日(水)~7月25日(金)

古賀竟成館高等学校 8人

○職員社会貢献活動増床工事のため受入中止



高校生のインターンシップ



RLP(古賀市小・中学生読書リーダー活動推進事業) おはなし会

#### (2)平成28年度事業計画

月	日	曜日		事    業	場所				
			子	親子で楽しもう!絵本ライブ 講師:宮原 礼智さん	視聴覚室				
1	16	土	子どもき	お楽しみ袋貸出 子ども向け	図書館				
			読書の	ぬいぐるみおとまり会	図書館				
4			の日	あくしゅでこんにちは"ことちゃん"	ギャラリー				
	17	日	イベン	親子で作ろう!どくしょノート	ギャラリー				
			<u>۱</u>	子ども映画会「こびと観察入門」「ミッキーマウス2」	視聴覚室				
4 中	旬~	5月		新小学一年生 どくしょノート配布※希望する学校へは、説明とおはなし会	各小学校				
	3	金		読書ボランティア養成講座「おはなし会の小道具づくり~ぐりとぐら人形をつくりましょう」① 講師:布の絵本ボランティア つくしんほ	視聴覚室				
	10	金		読書ボランティア養成講座「おはなし会の小道具づくり~ぐりとぐら人形をつくりましょう」② 講師:布の絵本ボランティア つくしんほ	視聴覚室				
6	17	金		読書ボランティア養成講座「おはなし会の小道具づくり~ぐりとぐら人形をつくりましょう」③ 講師:布の絵本ボランティア つくしんぼ	視聴覚室				
	24	金		読書ボランティア養成講座「おはなし会の小道具づくり~ぐりとぐら人形をつくりましょう」④ 講師:布の絵本ボランティア つくしんぼ	視聴覚室				
	17	日		おはなし会スペシャル (市内地域文庫6団体)	視聴覚室				
7	22	金		中学生読書サポーター養成講座 ①図書館見学・体験	図書館				
	31	日		暮らしの講座「野菜づくりのコツと裏ワザ」講師:佐藤 圭さん	視聴覚室				
8	4 木 中学生読書サポーター養成講座 ②展示コーナー準備		中学生読書サポーター養成講座 ②展示コーナー準備	図書館					
0	23	火		中学生読書サポーター養成講座 ③POP作成講座 講師:片山 茂さん	図書館				
9	18	日		読書講座「松本清張の世界」 講師:萩原 桂子さん(九州女子大学教授)	歴史資料館中会議室				
			第	ブックリサイクル	ロビー				
	28 (	金)	至十	「読書のある風景」スナップ写真コンテスト募集☆	ロビー				
	5		1		一回	ことちゃんぬりえコンテスト☆・読書クイズ	ロビー		
10	30 (	30(日)				30(日)		しおり作り☆	歴史資料館中会議室
			書館ま	布絵本展示	図書館				
	29	土	すつり	親子木工講座	交流館工芸室				
	30	日	''	読書講演会 講師: 藤田 浩子さん☆	歴史資料館中会議室				
12	10	土		「ぐりとぐらの人形劇をみてステラをつくろう」	交流館調理室他				
12	18	日		読書講座 「海辺のカフカ」 講師: 岡野 進さん(元九州大学教授)	歴史資料館中会議室				
		古賀市親子読書会「第48回 古賀市親子読書のつどい」	交流館多目的ホール						
1	1 29 日			大人のためのおはなし会 講師:徳永 明子さん(福岡女学院天神サテライト講師)他	歴史資料館中会議室				
	2/27	~3/6		蔵書点検 2月27日(月)~3月6日(月)	図書館				

☆印がついている事業は古賀市高齢者外出促進事業対象イベントです。

#### <月例行事>

○ どようおはなし会(こがめルーム) 毎週土曜日 11:00~11:30

○赤ちゃんおはなし会(こがめルーム) 第2水曜日 11:00~11:20 11:40~12:00

 $\bigcirc$ 小さい子どものおはなし会 (こがめルーム) 第3水曜日  $11:00\sim11:30$ 

☆ ○名画会 (視聴覚室) 第2土曜日 14:00~

○子ども映画会(視聴覚室) 第2日曜日 14:00~

○整理休館日(蔵書整理) 毎月第4木曜日

○ブックスタート(サンコスモ古賀) 毎月1回 10:30~12:00

○セカンドブック(こがめルームまたはサンコスモ古賀) 毎月2回 11:30~または15:30~

※ 8月1日より 視聴覚室の名称が、歴史資料館 中会議室へ変更

# 13. 読書活動事業

#### ◆おはなし会 (月例行事)

子どもたちにおはなしの世界の楽しさを…

絵本の読み聞かせを中心に紙芝居、手あそびなどを交えながら楽しいひとときを過ご しています。

どようおはなし会 毎週土曜日 11 時~ 11 時 30 分	赤ちゃんおはなし会 毎月第2水曜日 ① 11 時~ 11 時 20 分 ② 11 時 40 分~ 12 時	小さい子のおはなし会 毎月第3水曜日 11 時~11 時 30 分
回数 30 回 ●参加人数(延べ) 子ども 364 人 大人 205 人 合計 569 人 平均 19 人	回数 24 回 ●参加人数(延べ) 子ども 206 人 大人 200 人 合計 406 人 平均 17 人	回数 12回 ●参加人数 (延べ) 子ども 199 人 大人 161 人 合計 360 人 平均 30 人
	3.4	

※読書ボランティアの協力により実施しています。

・どようおはなし会 第1週…こが語りの会 第2週…「こがめ」 第3週…「咲の会」 第4週…古賀子どもの本の交流会 (第5週…市立図書館職員)

- ・赤ちゃんおはなし会 赤ちゃんおはなし会「ピヨピヨ」
- ・小さい子のおはなし会 小さい子のおはなし会「わにわに」

#### ◆映画会

文化遺産としての価値の高い映画作品や、映画の楽しみを知ってもらおうという趣旨 のもとに名画会、子ども映画会を行っています。

名画会(一般対象)	子ども映画会(幼児・児童対象)
上映 7回	上映 7回
参加人数(延べ) 268 人	参加人数(延べ) 156 人
平均 38人	平均 22人



### 子ども読書の日







お楽しみ袋貸出し



### 「本とあそぼう 全国訪問おはなし隊」



読書ボランティア養成講座

「赤ちゃんおはなし会の大切さ ~赤ちゃんに『生きたことば』の喜びを~」 講師 徳永 明子さん

### 図書館まつり





「ことちゃん」ぬりえコンテスト



押し花しおり作り 講師 安武 幸子さん



ブックリサイクル



作ってあそぼう 紙の工作

### 第47回 古賀市親子読書のつどい







千鳥小学校 劇「ねずみのよめいり」



古賀東小学校群読「てぶくろ」



花鶴小学校 「ことばあそび玉手箱」



青柳小学校 活動の様子等 の展示発表

### おはなし会スペシャル





コスモス文庫 大型絵本「パパ、お月さまとって!」



あすなろ文庫ほか 軍手人形「おはながわらった」



たけのこ文庫 作ってあそぼ「クルクルくまモン」



星の子文庫 人形劇「ばけものでら」



しらさぎ文庫 ストーリーテリング 「アナンシと五」

# 14. 地域文庫紹介

#### 平成 28 年 4 月現在

文 庫 名	あすなろ文庫	
所 在 地	花鶴丘3丁目区公民館	
代 表 者	池田 頼子	
設立年月	昭和59年7月	
会 員 数	大人6人	
開庫日	毎週月曜日 15時~17時	
貸出冊数	延180冊	
利用者数	延170人	
蔵書数	文庫保有 1,300冊 市立図書館からの貸出 50冊	
活動報告	1. 文庫活動 本の貸出 布の絵本制作及びキット作り 2. 地域活動 4月 育成会新一年生歓迎会にておはなし会 6月 七夕会(福祉会・子ども会合同) 7月 図書館「おはなし会スペシャル」 8月 夕涼会(お店を出店します) 11月 3丁目文化祭に作品展示 12月 もちつき大会 2月 ウォーキング大会(おにぎり作り)	

文 庫 名	コスモス文庫	
所 在 地	米多比児童館内	
代 表 者	村山 美和子	
設立年月	平成2年3月	
会 員 数	大人11人 子ども26人	
開 庫 日	毎週土曜日 15時~17時	
貸出冊数	延1,421冊 子ども1,172冊 大人249冊	
利用者数	延430人 子ども271人 大人159人	
蔵書数	文庫保有 子ども1,550冊 大人150冊 市立図書館からの貸出 683冊 (内一般300冊)	
活動報告	<ol> <li>1. 文庫活動</li> <li>・本の貸出</li> <li>7月 図書館「おはなし会スペシャル」に参加</li> <li>12月 「冬のお楽しみ会」を開催</li> <li>・本の読み聞かせ</li> <li>・工作</li> <li>・ゲーム</li> <li>・文庫の紹介</li> </ol>	



たけのこ文庫

文 庫 名	こじか文庫			
所 在 地	鹿部区公民館			
代 表 者	亀川 代志子			
設立年月	平成5年12月			
会 員 数	大人 (スタッフ) 6人			
開庫日	毎月2回 第2·第4土曜日 15時~17時			
貸出冊数				
利用者数	育成会との共催行事のため、集計なし			
蔵書数	文庫保有 443冊			
活動報告	<ul> <li>・本の貸出</li> <li>・4月(4/11)</li> <li>新入生歓迎会 おはなし会とゲーム (お玉でボール運び他)</li> <li>・7月(7/26)</li> <li>図書館「おはなし会スペシャル」 参加(ブラクシアター「花火」)</li> <li>・8月(8/1)</li> <li>・10月(10/28)</li> <li>・12月(12/23)</li> <li>・カンピシャス世代間交流もちつき大会 (おはなし会と作ってあそぼう) 「マッチ売りの少女」 作ってあそぼう 「福わらい」</li> </ul>			



コスモス文庫

文 庫 名	しらさぎ文庫			
所 在 地	筵内都会館			
代 表 者	紙屋 典子			
設立年月	平成元年6月			
会 員 数	2名			
開庫日	毎週火曜日 16時~18時			
貸出冊数				
利用者数				
蔵書数	文庫保有 1,500冊 市立図書館からの貸出 0冊			
活動報告	1. 文庫活動 ・制作活動 本の貸出 しらさぎだより発行 2. 地域活動 ・7月 七夕会 ・7月 図書館[おはなし会スペシャル] ・8月 ダンボールハウスDEお泊り会 ・9月 むしろうち放生会 ・12月 クリスマス会 3. 研修会参加			

文 庫 名	星の子文庫				
所 在 地	舞の里5区集会所				
代 表 者	加藤 典子				
設立年月	平成6年11月				
会 員 数	大人16人				
開庫日	毎週金曜日 16時~17時30分				
貸出冊数	延380冊				
利用者数	延1,100人				
蔵書数	文庫保有 1,200冊 図書館からの貸出 180冊				
活動報告	<ol> <li>文庫活動(定例の活動) 本の貸出・読み聞かせ・読書クイズ・わらべうた・工作・紙芝居・季節の行事(セタ・クリスマス会・お月見・正月あそび・ハロウィン・たき火など)</li> <li>制作活動 人形劇、影絵、ペープサートなどの制作</li> <li>演劇活動(劇団☆星の子)幼稚園・保育園・小学校・病院・学童保育所各種サークルなど)</li> <li>広報 おたよりの発行(月1回・舞の里小学校配布・地域回覧)</li> <li>地域連携活動 舞の里地区夏まつりアンビシャス広場図書館「おはなし会スペシャル」</li> <li>総会・ミーティング・研修会総会(年1回)・ミーティング(毎月1回)</li> </ol>				

文 庫 名	たけのこ文庫			
所 在 地	公務員宿舎 古賀住宅集会所			
代 表 者	草野 三保子			
設立年月	昭和53年6月			
会 員 数	大人46名 子ども 61名			
開庫日	毎週月曜日15時30分~17時30分			
貸出冊数	1,126冊			
利用者数	1,277人(行事を含む)			
蔵書数	文庫保有 2,135冊 市立図書館からの貸出 600冊			
活動報告				



あすなろ文庫

# 古賀市立歴史資料館



そうしょくつきこんどうせいつじかな ぐ ガラス装飾付金銅製辻金具《復元》



こんどうせい ほょうつきかざりかな ぐ うず 金銅製歩揺付飾金具(雲珠)《推定復元図》

九州国立博物館提供

# 15. 歴史資料館の沿革

昭和47年、日本住宅公団による花鶴丘団地の開発を機に鹿部山を中心に数多くの遺跡の存在が確認され、同年古賀町文化財研究会が発足し、福岡県教育委員会、九州大学文学部考古学研究室と合同で鹿部山遺跡発掘調査を行いました。この調査を契機に古賀町の文化財への関心が高まり、その後、古賀町文化財研究会は町内の研究者を委員とした古賀町文化財調査委員会として長く活動を続け、平成15年には古賀市文化財保護審議会へ発展しました。

古賀町は昭和30年に、旧古賀町、青柳村、小野村の一町二村が合併して誕生しました。 合併30周年記念事業の一環として、古賀町誌の発行が企画され、昭和57年に古賀町文化 財調査委員会が編纂委員となって編纂が開始され、昭和60年に古賀町誌を発行しました。 これを契機に郷土誌(史)研究が広がり、昭和60年から歴史講座を開講しました。こうし た郷土の歴史文化財の関心の高まりが、平成6年の歴史資料館開館の機運を導きました。

年号	年	月	事    跡
平成	4	8	古賀町複合文化施設建設検討委員会発足
	6	11	複合文化施設サンフレアこが(2階)に歴史資料館開館
	8	4	初代館長 安武 敏夫 就任
		9	企画展「くらしック民具展」
	9	8	企画展「旧石器時代展」
		10	企画展 古賀市市制施行記念「江戸時代展」
	10	2	企画展「ふるさとの仏像展」
		4	永浦古墳群発掘調査(甲冑他出土遺物一括平成17年に県指定文化財)
		8	企画展「ふるさとの道と文化」
	11	2	企画展「こがの近代工業のあゆみ」
		3	企画展「滑石は語る」
		8	企画展「海辺のおくりもの~玄界からのメッセージ~」
	12	1	企画展「古賀の絵馬 神に託したふるさとの心」
		4	第2代館長 石井 忠 就任
		8	企画展「みる きく ふれる考古学」
			鹿部田渕遺跡発掘調査で大型建物群跡確認(平成21年県指定史跡)
		9	企画展「唐津街道の宿場 今よみがえる青柳宿」
	13	6	馬渡・東ヶ浦遺跡発掘調査(青銅武器一括平成20年県指定文化財)
			広報こが「海からのメッセージ」の連載開始
		8	企画展「甍の波-薬王寺廃寺と古賀の瓦業」
			博物館実習受け入れ開始
	14	7	企画展「剥製動物園 里山の動物」
		10	糟屋地区文化財巡回展「発見!かすや」

年号 年	月	事	跡
------	---	---	---

- 平成 14 11 漂着物学会福岡大会(第2回全国大会)漂着物特別展開催
  - 15 5 歴史講座を自然史・歴史講座と改称し、年間受講制とする
    - 8 企画展「古賀のむかし 鹿部山遺跡から馬渡・東ヶ浦遺跡まで発掘の30年」
    - 9 古賀市文化財保護審議会が発足し、会長に西谷 正 九大名誉教授 就任
  - 16 1 糟屋地区文化財巡回展「なつかしのオモチャ展」
    - 7 企画展「シーカヤックをつくる 黒潮の果て 極北民族の技(アリュートの皮船)」
    - 11 第19回国民文化祭ふくおか2004 とびうめ国文祭in古賀開催「風と潮のローマンス 対馬暖流漂着ものがたり」
  - 17 4 古賀市市制施行10周年記念誌編纂開始
    - 10 企画展 九州国立博物館開館記念協賛「甲冑に身を固め、頭椎大刀を佩いた人たち」
  - 18 1 糟屋地区文化財巡回展「糟屋の古墳 |
    - 7 企画展「稲作に勤しむ」
  - 19 7 企画展「古代幻想 小林恒火子の世界 願いかなえたまえ」
    - 11 古賀市市制施行10周年記念誌『古賀市うるわし』刊行 古賀市市制施行10周年記念企画展「版画で歩く唐津街道」
  - 20 7 企画展「仮面の告白 お面にこめられた喜怒哀楽 |
  - 21 7 古賀市複合文化施設運営協議会設置
    - 8 企画展「郷土への眼差し-先人たちの足跡-」
    - 9 複合文化施設 2 階フロアー入館者総数 20 万人突破 企画展臨時企画展「胡蝶乱舞 一つのものを追いかけて」
    - 11 企画展「『百のうた千の想い 甦る平和百人一首』原画展 |
  - 22 7 福岡県緊急雇用対策事業 古賀市教育委員会所蔵民具整理台帳作成業 務開始

企画展「古銭への誘い」

- 11 鹿部田渕遺跡が整備され、古賀市で初めての史跡公園「みやけ史跡公園」が開園
  - 企画展「甦る鹿部田渕遺跡の時代」
- 23 3 福岡県緊急雇用対策事業 古賀市教育委員会所蔵民具整理台帳作成業務完了
  - 4 自然史・歴史講座の通年受講制を廃止。毎回参加者を募集し、開催日を原則土・日曜日と改める
  - 7 企画展「寄贈物譚」
  - 8 福岡県緊急雇用対策事業 古賀市教育委員会所蔵古文書等資料デジタ ル化業務開始
  - 11 企画展「木村辰也の邪馬台国版画展」
- 24 3 福岡県緊急雇用対策事業 古賀市教育委員会所蔵古文書等資料デジタル化業務完了
  - 7 企画展「キノコの博物誌」
  - 11 企画展「赤星孝生誕100年展」

年号	年	月	事	跡
----	---	---	---	---

- 平成 25 2 個人所蔵古文書等資料デジタル化業務開始 個人所蔵古文書等資料デジタル化業務完了
  - 4 第3代館長 村山 美帰子 就任
  - 5 福岡県緊急雇用対策事業 古賀市教育委員会所蔵古文書の保存・後世 伝承業務開始
  - 7 企画展「石碑のつぶやき」
  - 11 福岡県緊急雇用対策事業 古賀市教育委員会所蔵古文書の保存・後世 伝承業務完了
  - 26 7 企画展「ゴジラを支えたデザイナー『特撮美術監督 井上泰幸展』」
    - 11 開館20周年記念特別展「『企画展を振り返る』 時を超え、そして未来へ」
  - 27 2 古賀市教育委員会所蔵古文書等資料デジタル化業務開始
    - 3 古賀市教育委員会所蔵古文書等資料デジタル化業務完了
    - 7 企画展「昔話と道具たち」
    - 12 古賀市教育委員会所蔵古文書等資料デジタル化業務開始
  - 28 2 古賀市教育委員会所蔵古文書等資料デジタル化業務完了
    - 4 第4代館長 木村 眞由美 就任
    - 7 「古賀市複合文化施設サンフレアこが 市立歴史資料館」の名称廃止 〔古賀市複合文化施設条例廃止〕 古賀市複合文化施設運営協議会の廃止〔古賀市複合文化施設運営協議 会設置規則廃止〕
    - 8 「古賀市生涯学習センター(通称:リーパスプラザこが) 市立歴史資料館」へ名称変更〔古賀市生涯学習センター条例施行〕

# 16. 歴史資料館の活動目標

## 歴史資料館の運営方針

- (1) 古賀の歴史がわかる重要な資料・遺物は常設展示とし、その内容や展示方法に変化を持たせる。
- (2) 企画展、自然史・歴史講座などを開催し、市民の自然・歴史に対する理解や関心を深める。
- (3) 日常的に情報を発信するとともに、展示ケースを使用した小規模展示などで、市民に積極的に利用される資料館づくりを行う。
- (4) 考古、歴史、民俗、博物学など幅広い展示を行い、市民に学習機会の提供を行う。

#### 平成28年度の目標

- (1) 郷土古賀の歴史を学習する自然史・歴史講座を年4講座開催〔3講座(一般向け)を各1回開催、1講座(子ども向け)を8回開催〕することとし、講演会のほか、体験学習や、史跡・社寺等に出向いての現地学習を行う。このうち子ども向けの1講座(8回)は、夏休み企画として小・中学生を対象とする体験学習を行い、子ども対象講座の拡充を図る。
- (2) 船原古墳についてのコラムを専門家に執筆いただき、「広報こが」に年6回掲載して、市民などの関心を高めるとともに、船原古墳に関する最新情報の展示を行う。
- (3) 古文書、民具、写真など郷土に関わる資料の収集を行うともに、地域の高齢者から 昔の生活の様子など古賀の歴史に関する話を伺い、それらの整理・保存に努める。
- (4) 「新 古賀風土記 | 改訂版の発行。

# 17. 歴史資料館の組織 予算・決算

## 組 織

(平成28年5月現在)

職員内訳…館長1名、職員2名、臨時職員…1名

	区	分	事 務 分 掌
1	館 (歴史賞	長 (料館)	歴史資料館の統括、渉外
2	係	長	歴史資料館の統合的な管理・運営、業務の統括指導
3	職	員	企画展、自然史・歴史講座、常設展示事務、ギャラリー・視聴覚室の貸館業務、冊子販売事務、施設見学受入事務、就業体験受入、広報業務、ホームページ更新、資料の収集・整理・保存・管理、寄贈品の受入ほか

#### 予算・決算

経費	経 費	平成27年度 決算額	平成28年度 予算額	摘 要 (平成28年度)
	合計(A+B)	19,831,350	24,909,000	
A	人件費	18,685,144	21,656,000	職員2名、嘱託職員1名、臨時職 員1名、企画展臨時職員(1.5ヶ月 間)1名(※)
	企画展、自然史・歴史講座 の経費	386,501	1,928,000	企画展1回(※)自然史・歴史講座(4講座:計11回)
	物品、施設修繕料	0	76,000	物品等修繕料及び展示室修繕料
В	資料製作委託料	106,693	111,000	古文書デジタル化業務委託
	運営事業費	252,060	184,000	報償費、要覧等印刷費
	その他の事務費	400,952	954,000	

(※) 平成28年度の企画展は文化課文化財係の所管事業[国史跡指定記念企画展「(仮題) 船原古墳展」]

# 18. 歴史資料館の利用案内

市民の皆さんの教育、学術及び文化の発展を支援するため、文化的価値を有するさまざまな資料を展示するとともに、見学者の質問に応じている。

開館時間	火曜日~日	火曜日~日曜日 午前10時~午後6時				
休 館 日	・毎週月曜日(※平成28年8月以降は、月曜日が祝日の場合は、翌平日) ・原則として月の第4木曜日(資料整理日) ・年末年始(12月28日~1月4 ・特別整理期間 ・企画展の前後は資料入れ替えのため臨時休館					
入館料	無料					
		縮尺5000分の1の古賀市全体の地形模型とバックモニターで 古賀市の史跡・文化財・民話などを紹介				
		主に市内で出土した考古遺物、民俗資料などを展示				
展示	展示室	可動式ショーケースなどを使い、テーマを定めたスポット展示 (1~2ヶ月程度)を実施				
		市内の史跡・文化財などを収録したDVDを閲覧できるコーナー設置				
		縮尺5分の1の「船原古墳遺物埋納坑遺物出土状況模型」(レプリカ)を展示				
		年1~2回ほど歴史資料館事業の企画展を開催				
自然史·歷史 講座事業	古賀市内や周辺の自然と歴史を学び郷土古賀を再認識できるよう、講座(講演会・現地学習・体験学習など)を開催					
その他	見学者(団体など)に対する館内展示資料の説明や、プロジェクターなどを 用いてのミニ講座の開催(事前申込み要) 史跡マップ、展示資料パンフレットなどの資料提供					

### 《歴史資料館展示室の船原古墳コーナー展示の一例》



#### 『古墳時代の"馬"に馬具の飾りをつけてみよう!』

歴史資料館展示室の船原古墳コーナーに、古墳時代の馬の等身大のパネル (絵) を設置。 色々な馬具の飾りつけ(マグネットで着脱)をして遊べるようにし、子どもたちが楽し みながら馬具などについて学ぶことができるようにした。

# 19. 平成 27 年度事業報告及び 平成 28 年度事業計画

## (1)平成27年度事業報告

《自然史歴史講座・企画展・資料館展示》

事業名 · 講師等	開催日	参加者数	内 容 〔開催場所〕
第1回自然史・歴史講座 【現地学習:バス利用】 ガイド:古賀市史跡案内 ボランティア	5月29日(金)	20人	「古賀の歴史探訪 小野の里めぐり」 〔古賀市〕 船原古墳(車中から)・小山田斎宮・十三仏 板碑・飯尾理入の墓・白髭神社・東前寺・ 河内池ほか
第2回自然史·歷史講座 【講演】 講師:加藤 和歳 氏 (九州歷史資料館 文化財調査室)	6月7日(日)	76人	「船原古墳の科学調査最前線」 〔古賀市役所 501~503会議室〕
第3回自然史・歴史講座 【講演】 講師:土屋 富子氏 (土屋ミニ子ども図書館「とんからりん文庫」)	8月2日(日)	30人	「むかぁしむか あったとさ 〜民話にでてくる民具たち〜」 《企画展関連事業》 〔サンフレアこが 視聴覚室〕
第4回自然史・歴史講座 【現地学習:バス利用】 ガイド:古賀市史跡案内 ボランティア	8月20日(木)	7人	「夏休み史跡探検隊 子どもカメラマンが行く」 対象:小学5・6年生 〔古賀市〕 みあけ史跡公園・青柳宿・天降神社
第5回自然史・歴史講座 【現地学習:バス利用】	10月3日(土)	30人	「長崎街道の宿場を訪ねて 〜黒崎宿から木屋瀬宿まで〜」 〔北九州市〕 曲里の松並木・立場茶屋銀杏屋・長崎街 道木屋瀬宿・木屋瀬宿記念館ほか
第6回自然史・歴史講座 【現地学習:バス利用】	11月29日(日)	37人	「甦る伊都国歴史浪漫 〜伊都国歴史博物館と糸島の 史跡めぐり〜」 〔糸島市〕 櫻井神社・平原歴史公園・伊都国歴史博物館
合	計	200人	

企 画	企 画 展					
	【展示など】	7月24日(金) (8月30日(日)	1,552 人	「昔話と道具たち」 ※先人が作り出した生活民具などを昔話や 伝説などを通して紹介、展示。 〔サンフレアこが ギャラリー〕		
	【大型紙芝居上演】	7月30日 (木) 8月7日 (金) 8月23日 (日)	43 人 21 人	※古賀紙芝居サークル「カチカチ会」と連携し、民具が登場する昔話などの大型紙芝居 上演を3回実施。 〔サンフレアこが 視聴覚室〕		

資料館展示室 の展示 サンフレアこが改修工事後のリニューアルオープン(平成28年2月)に際し、歴史資料館展示室の展示資料について大幅な見直し・入替えを行うとともに、キャプション(説明文・名札)についても、文字を大きくし、ふりがなを振るなど、読みやすい表示にした。

船原古墳に関する常設展示コーナーも、展示パネルなどを刷新し、最新情報の展示などを 行った。

#### 《通年の活動》

#### ○広報業務

平成27年4月から平成28年3月まで「広報こが」に歴史資料館展示室の展示内容や企画展、自然史・歴史講座のお知らせなどを掲載。

自然史・歴史講座の講演会及び企画展については、市内公共施設などにポスターを掲示するとともに、ホームページに掲載して周知。

#### ○教育普及業務

児童・生徒の教科学習や就業体験、一般団体の見学を受入れた。

小学校教科学習・見学	5 校	市内の小学校4校〔うち1校は2回〕 市外の小学校1校
北中学校区リーディングリーダー見学	1件	
一般団体見学	2 団体	
高等学校就業体験	1校	福岡工業大学附属城東高等学校

#### ○刊行物

- ・企画展「昔話と道具たち」の周知用チラシ2.000部・来館者配布用パンフレット1.000部
- ·「れきしのアルバム | 新版 1 種 (第40 号) 1.000 部·改訂版 2 種 (第11 号·第13 号) 各 1.000 部

#### ○所蔵資料整理業務

古賀市教育委員会所蔵の「川嶋家資料」について、後世継承のためデジタル化を行った。

#### ○資料収集整理活動

平成27年度の寄贈者は2人。

- ・江戸時代末期の宿札3枚ほか2点(青柳宿で下ノ町茶屋を営まれていた城戸家に保管されていた品)。
- ・書籍『福岡藩士平井一快日記録解題』1冊(平井一快日記録研究会発行)

このほか、昔から地域で行われてきた祭や行事、産業、生活の様子など古賀の歴史に関する事を、その地域の高齢者などにうかがい記録に残すとともに、個人所蔵の古文書類の確認作業などを行い、郷土史料(資料)として保存できるよう情報収集を行った。

## (2)平成28年度事業計画

## 《自然史歴史講座・企画展・資料館展示》

事業名・講師等	開催予定日	内 容(仮 題)	場所 (予定)
第1回自然史・歴史講座 【現地学習:バス利用】	6月12日(日)	「船原古墳の馬具に注目! 〜九州歴史資料館科学調査最前線〜」	〔小郡市〕 九州歷史資料館
第2回自然史·歴史講座 【体験学習】	〔全8回〕 7月下旬~ 8月中旬	「夏休み子ども歴史講座 〜船原古墳と馬具のナゾ〜」 対象:小・中学生(1回10人程度) ※船原古墳についての説明及び船原古 墳に関連する紙粘土工作など	<ul><li>【サンフレアこが 視聴覚室】</li><li>※ 平成28年8月から 名称変更</li><li>【リーパスプラザこが 歴史資料館 中会 議室】</li></ul>
第3回自然史・歴史講座 【講演】 講師:重藤 輝行 氏 (佐賀大学 芸術地域デザイン学部 教授)	11月19日(土)	「船原古墳とその時代」 《 <b>企画展関連事業</b> 》	〔リーパスプラザこが 交流館 多目的ホール〕
第4回自然史・歴史講座 【現地学習:バス利用】 ガイド:柳川市観光ボラ ンティア	3月中旬頃	「柳川で古賀の歴史に出会う 〜立花道雪・宗茂と薦野氏・ 米多比氏〜」	〔柳川市〕 柳川市内の史跡など 数箇所

企 画 展	11月初旬~	国史跡指定記念企画展 「船原古墳展」	<ul><li>〔リーパスプラザこが 歴史資料館展示室</li></ul>
【展示など】	12月初旬	〔(※)文化課文化財係所管事業〕	ほか〕

<sup>(※)</sup>平成28年度の企画展については、文化課文化財係が所管する国史跡指定記念 企画展「(仮題)船原古墳展」を、文化振興係(歴史資料館)も連携・協力して実施。

資料館展示 船原古墳に関する最新 情報パネル展	常設	九州歴史資料館からいただく調査の成 果などに関する最新情報などを展示	〔リーパスプラザこが 歴史資料館展示室〕
資料館展示 スポット展示	年間数回	テーマを設けて一定期間展示	[リーパスプラザこが 歴史資料館展示室]

<sup>※</sup>歴史資料館展示室にて実施する船原古墳に関する最新情報パネル展については、市の施設などにおいても出張展示(ミニ展示)を行い、船原古墳についての情報を発信する。

## 《通年の活動》

#### ○広報業務

- ・船原古墳に関するコラムを、『広報こが』に年6回掲載し、同時にホームページにも 掲載。
- ・「自然史・歴史講座」、「企画展」などの事業内容・参加案内を、『広報こが』及びホームページなどに掲載。

#### ○職員研修

近隣の歴史資料館などを視察見学、県主催研修等への参加。

#### ○教育普及業務

児童・生徒の教科学習や就業体験、一般団体見学などの受入

- ・小学校の社会科・総合的な学習や一般団体の見学
- ・市内中学校の職業体験「ドリームステージ」
- ・高等学校の就業体験「インターンシップ」

#### ○刊行物

- ・企画展「(仮題) 船原古墳展 | の周知用「チラシ | 2,000部・来館者配布用「図録 | 2,000部
- ・「新 古賀風土記」の改訂版 3,000部

#### ○所蔵資料整理業務

古賀市教育委員会又は個人所蔵の古文書について、後世継承のためデジタル化を行い、 保存に努める。

#### ○資料収集整理活動

民俗資料などの寄贈を受けた場合に、資料の性質を見極めて受入れを行う。

また、昔から地域で行われてきた祭や行事、産業、生活の様子など古賀の歴史に関する事を、その地域の高齢者などにうかがうとともに、個人所蔵の古文書類の確認作業などを行い、郷土史料(資料)として保存できるよう情報収集・整理を行う。

# 20. 歴史資料館の利用状況

## (1)開館日数及び来館者数

サンフレアこが 2階 (資料館展示室・ギャラリー・視聴覚室) 来館者

月	開館日数	来館者数	月	開館日数	来館者数
4	25	731	12		
5	25	1,650	1		
6	24	713	2	24	5,288
7	24	1,213	3	26	2,309
8	26	2,373	計	174	14,277
9			月平均	25	2039.5
10			日平均		82
11					

<sup>(</sup>注) 平成27年9月1日から平成28年1月31日の間(5ヶ月間)は、サンフレアこが施設改修工事のため休館。

## ※上記のうち、ギャラリー・視聴覚室の利用状況

社会教育団体などの展示・講演活動・研修活動、一般教室生の作品展など(歴史資料 館事業を除く)。

43件 来館者数 6,755人 (施設改修工事のための休館期間を除く)

# 21. 歷史資料館事業

(1) 企画展 来館者総数 1,654人

#### ○【展示など】

「昔話と道具たち」…昔話や古賀に伝わる伝説の紹介と、昔話などに登場する 民具類の展示など

会 期:7月24日(金)~8月30日(日)

33日間【歴史資料館の休館日を除く】

会 場:サンフレアこが ギャラリー

来館者数:1,552人

昔話や伝説の世界を道具に注目しながら紹介し、様々な民具類を展示するとともに、昔の民家の囲炉裏のある居間や台所の様子などを手作りで再現するなど、懐かしい展示空間を創り出した。



パンフレット表紙

展示内容について楽しんで理解を深められるよう、児童・生徒に対しては展示資料から出題した「昔話クイズ」を実施し、その参加者には参加賞を進呈。また、昔話の絵本コーナー、昔話のモチーフ(たぬき・かに)などの折り方を教える折紙コーナーを設置するなど、幅広い年代の方々が楽しみながら学べるよう工夫した。



「かさじぞう」に登場する蓑と笠(写真右)・ 「カチカチ山」に登場する背負子(写真左) ※背負子は宇美町教育委員会所蔵品



「たぬきの糸車」に登場する糸車

## ○【大型紙芝居上演会】

実 施 日:7月30日(木)・8月7日(金)・8月23日(日)

会 場:サンフレアこが ギャラリー

来館者数:102人

出 演:古賀紙芝居サークル「カチカチ会」

古賀の民話を保存・伝承し、古賀市の魅力の発見やPRのために活動している古賀紙芝居サークル「カチカチ会」と連携し、民具が登場する昔話や古賀に伝わる伝説などの大型紙芝居を、3回上演した。(1回につき、2~3作品:「千鳥姫」・「薬王寺温泉物語」・「天狗の笛」「かさ地蔵」など)

効果音なども用いた臨場感あふれる演出に、子ども達はもちろん大人も、紙芝居に引き込まれ楽しんでいた。

ギャラリーでの展示「昔話と道具たち」との相乗効果もあり、昔話や伝説の世界をより楽しむことができた。

また、古賀紙芝居サークル「カチカチ会」の活動を、市民に周知できる機会にもなった。



古賀紙芝居サークル「カチカチ会」による大型紙 芝居上演の様子

## (2)自然史・歴史講座 全6回 参加者総数 200人

○第1回 「古賀の歴史探訪 小野の里めぐり」〔現地学習/バス利用〕

実施日:5月29日(金)

見学先:〔古賀市〕船原古墳(車中から)・小山田斎宮・十三仏板碑・飯尾

理人の墓・白髭神社・東前寺・河内池ほか

ガイド: 古賀市史跡案内ボランティア

参加者:20人

船原古墳をはじめ、古賀市の谷山から小山田、薬王寺の史跡などを巡って古賀の歴史について学び、歴史の面から古賀の魅力を知ってもらう機会として企画した。

史跡などの案内は、古賀市史跡案内ボランティアの 方に協力いただき、詳しい説明と、また参加者からの 質問にも丁寧に応じていただき、郷土古賀の歴史につ いて理解を深めることができた。



古賀市史跡案内ボランティアの 方による説明(白鬚神社境内にて)

# ○第2回 講演会「船原古墳の科学調査最前線」

実施日:6月7日(日)

会 場:古賀市役所 501~503会議室

講 師:加藤 和歳氏(九州歴史資料館 文化財調査室)

参加者:76人

平成25年3月に船原古墳遺物埋納坑(古賀市谷山)から出土した金銅装馬具類は、その種類の多さ、数、壮麗な装飾などから全国的に注目されている。

現在、電子顕微鏡など科学機器を使用したミクロレベルの観察や、X線CTスキャナなど最新鋭の機材を用いた調査・分析を九州歴史資料館で進めている。

今回の講座では、発掘の当初からこの調査に携わっ



講演される加藤和歳講師

ておられる九州歴史資料館文化財調査室の加藤和歳氏を講師に迎え、現段階での調査成果・分析方法・保存処理の技術など、出土品を通して科学調査の最前線についてお話しいただいた。

## ○第3回 講演会「むかぁしむかし あったとさ ~民話にでてくる民具たち~」 《企画展関連事業》

実施日:8月2日(日)

会 場:サンフレアこが 視聴覚室

講師: 土屋 富子氏(土屋ミニ子ども図書館「とんからりん文庫」主宰)

参加者:30人

今回の講座は、ギャラリーで開催中の企画展「昔話と道具たち」の関連事業として実施し、講師には古賀市のご出身で現在福岡県吉富町で地域文庫を開かれている土屋富子氏をお迎えした。

民衆の間で、語り継がれてきた昔話や伝説などの民話。

昔、囲炉裏の端で祖父母や親から聞くそれらのお話は、子どもたちの楽しみであり、生活や作業に係わる知恵の伝達でもあった。

そうした民話の世界やその中に登場する様々な民具についての説明を、講師が作成されたイラストなどを使い、また歌やワークショップなども交えながら進めていただき、子どもから大人まで分かりやすく、楽しい講演であった。



講師 土屋富子氏の講演の様子

○第4回 「夏休み史跡探検隊 子どもカメラマンが行く」 〔現地学習/バス利用〕

実施日:8月20日(木) 9時~12時

見学先:[古賀市]みあけ史跡公園・青柳宿・天降神社

ガイド: 古賀市史跡案内ボランティア

対 象:小学5・6年生

参加者:7人

市内の史跡3箇所をバスで巡り、持参したカメラで史跡などを写真に収めながら、史跡 案内ボランティアの方の説明を聞き、郷土の歴史を学ぶという現地学習で、子ども達の夏 休みの自由研究にも活用できるよう企画した。

自分が住んでいる地域の史跡についての新発見があったり、普段接することの少ない 地域の史跡を直接訪ねて新たな知識を得ることができた。

夏の暑い時期ではあったが子ども達は元気に史跡の写真を撮ったり、史跡案内ボランティアの方の説明を聞いてメモしたり、進んで質問する姿が見られた。

これから郷土古賀の歴史に興味を持つきっかけとなることを期待している。



史跡案内ボランティアの方から説明を受ける 子ども達 (みあけ史跡公園前にて)



持参したカメラで撮影 (天降神社にて)

○第5回 「長崎街道の宿場を訪ねて ~黒崎宿から木屋瀬宿まで~」 「現地学習/バス利用〕

実施日:10月3日(土)

見学先:[北九州市]曲里の松並木・立場茶屋銀杏屋・長崎街道木屋瀬宿・

木屋瀬宿記念館ほか

参加者:30人

長崎街道の宿場である黒崎宿から木屋瀬宿を訪問し学習した。

北九州市指定史跡の立場茶屋銀杏屋では、施設のボランティアガイドの方に立場 (街道の中で道の険しいところなどに設けられた休息所)の御茶屋を説明・案内いただき、大名が休憩した座敷の上段の間や2階の間、屋根裏、庭園などを見学。また長崎街道木屋瀬宿記念館の「みちの郷土史料館」を見学し、木屋瀬宿の宿場内をボランティアガイドの方の案

内で散策した。

長崎街道の筑前六宿の一つとして賑わった木屋瀬宿内には、西の構口遺構を始めとした史跡や村庄屋・船庄屋など古い建物と町並の再現保存がなされている。

古い建物を所有される各家のご当主からも丁 寧な説明をいただき、歴史的価値を有する建物を 保存・継承していくことのご苦労や重要性につ いても学ぶ機会となった。



立場茶屋銀杏屋

○第6回 「伊都国歴史浪漫 ~伊都国歴史博物館と糸島の史跡めぐり~」

実施日:11月29日(日)

見学先:[糸島市]櫻井神社・平原歴史公園・伊都国歴史博物館

参加者:37人

櫻井神社では神官の方に境内を案内していただき、第2 代黒田藩主がこの神社を創建した経緯やいわれ、古墳の石室が神窟として祀られている様子、神社建築の特徴、伊勢神宮と縁が深い桜井大神宮の特徴などとても興味深い説明をいただいた。

その後、日本最大の銅鏡「内行花文鏡」が出土した国指定 史跡「平原遺跡」のある平原歴史公園を散策し、伊都国歴史 博物館では館のボランティアガイドの方から展示物に関す る詳しい解説をいただき、参加者は伊都国の歴史浪漫に想 いを馳せていた。



櫻井神社の楼門

## (3)古賀市教育委員会収蔵古文書等資料のデジタル化

市民から寄贈された「川嶋家資料」のうち8点のデジタル化を行った。

# 条例·施行規則

#### 古賀市生涯学習センター条例

平成27年12月21日 条例第37号

(設置)

第1条 市民の生涯にわたる学習活動を総合的に支援することにより、豊かな生涯学習社会の実現に寄与するため、本市の生涯学習の拠点施設として、古賀市生涯学習センター(以下「生涯学習センター」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 生涯学習センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 古賀市生涯学習センター 位置 古賀市中央二丁目13番1号

(施 設)

- 第3条 生涯学習センターは、次に掲げる施設をもって 構成する。
  - (1) 古賀市中央公民館(以下「公民館」という。)
  - (2) 古賀市立図書館(以下「図書館」という。)
  - (3) 古賀市立歴史資料館(以下「歴史資料館」という。)
  - (4) 古賀市交流館(以下「交流館」という。)

(事 業)

- 第4条 生涯学習センターは、次の各号に掲げる事業を行う。
  - (1) 市民の生涯学習の振興に関すること。
  - (2) 生涯学習センターの利用に関すること。
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、生涯学習センターの目的達成に必要なこと。

(職 員)

第5条 生涯学習センターに必要な職員を置く。

(管 理)

第6条 生涯学習センターは、古賀市教育委員会(以下 「教育委員会」という。)が管理する。

(使用の許可)

- 第7条 別表に掲げる生涯学習センターの施設を使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可(以下「使用の許可」という。)を受けなければならない。使用の許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。
  - 2 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると 認めるときは、使用の許可をしないことができる。
  - (1) 生涯学習センターの設置の目的に反するおそれがあるとき。

- (2) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するお それがあるとき。
  - (3) 施設又は設備等を破損し、滅失し、又は汚損するおそれがあるとき。
  - (4) その他管理運営上支障があるとき。

(使用許可の条件)

第8条 教育委員会は、管理上必要があると認めるとき は、使用の許可に際し、使用の制限その他必要な条 件を付することができる。

(目的外使用等の禁止)

第9条 第7条第1項の規定により使用の許可を受けた 者(以下「使用者」という。)は、許可を受けないで 使用の目的を変更し、又は使用の権利を他人に譲 渡し、若しくは転貸してはならない。

(使用許可の取消し等)

- 第10条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると 認めるときは、使用の許可を取り消し、若しくは使 用を制限し、又は使用の停止を命ずることができる。
  - (1) この条例若しくはこの条例に基づく規則若し くはこれらに基づく処分に違反し、又はこれ らに基づく職員の指示に従わなかったとき。
  - (2) 使用者が第8条の規定により付された条件に 違反したとき。
  - (3) 使用者が偽りその他不正な手段により使用の許可を受けたとき。
  - (4) 施設の管理上又は公益上やむを得ない事由が 発生したとき。

(使用料)

- 第11条 使用者は、使用の許可を受けたときは、別表に 定める使用料を納付しなければならない。
  - 2 生涯学習センターの冷暖房及び設備等の使用料 は、教育委員会規則で定める。
  - 3 使用料は、教育委員会規則で定めるところにより減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

- 第12条 既に納めた使用料は、これを還付しない。ただし、次に定める場合においては、その全部又は一部を還付することができる。
  - (1) 災害その他使用者自らの責によらない事由に より使用することができなくなったとき。
  - (2) 教育委員会が施設の管理上又は公益上やむを 得ない事由により使用の許可を取り消し、若し くは使用を制限し、又は使用を停止させたとき。

- (3) 使用者が教育委員会が定める日までに使用の 取消し又は変更を届け出たとき。
- (4) その他教育委員会が必要があると認めるとき。 (入館の制限)
- 第13条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する 者に対して入館を拒み、又は退館を命ずることが できる。
  - (1) 他人に危害を及ぼし、又は他人に迷惑になる 行為をする者
  - (2) 火薬その他の危険物又は他人に迷惑を掛ける 物品若しくは動物(身体障害者が同伴する身 体障害者補助犬法(平成14年法律第49号)第 2条第1項の身体障害者補助犬を除く。)を携 行する者
  - (3) 職員の指示に従わない者
  - (4) 前3号に掲げる者のほか、管理運営上支障が あると認められる者

(利用者の管理義務)

第14条 生涯学習センターの施設を利用する者及び使用者(以下「利用者」という。)は、その利用に係る生涯学習センターの施設、設備及び資料等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

(観覧料)

- 第15条 市又は教育委員会が生涯学習センターに展示す る資料の観覧料は、徴収しない。
  - 2 前項の規定にかかわらず、市又は教育委員会が 特別な資料を展示するときは、実費相当額の範囲 内において観覧料を徴収することができる。

(損害賠償)

第16条 利用者は、施設、設備又は資料等を毀損した場合には、これを原状に復し、又はその損害額を賠償しなければならない。ただし、教育委員会がやむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

(古賀市公民館運営審議会)

第17条 公民館に、社会教育法(昭和24年法律第207号) 第29条1項の規定に基づき、古賀市公民館運営審 議会を置く。

(公民館運営審議会の委員)

- 第18条 古賀市公民館運営審議会の委員の定数、委嘱の 基準及び任期は、次の各号に掲げるとおりとする。
  - (1) 委員の定数は10人以内とし、学校教育及び社 会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活

- 動を行う者並びに学識経験のある者の中から 委嘱する。
- (2) 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠と して委嘱された委員の任期は、前任者の残任 期間とする。
- 2 委員に特別の事情が生じた場合には、教育委員 会は、任期中であっても、これを解職することがで きる。

(古賀市図書館協議会)

第19条 図書館に、図書館法 (昭和25年法律第118号) 第 14条第1項の規定に基づき、古賀市図書館協議会 を置く。

(図書館協議会の委員)

- 第20条 古賀市図書館協議会の委員の定数、委嘱の基準 及び任期は、次の各号に掲げるとおりとする。
  - (1) 委員の定数は8人以内とし、学校教育及び社 会教育の関係者、識見を有する者並びに市内 に住所を有する者の中から委嘱する。
  - (2) 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠と して委嘱された委員の任期は、前任者の残任 期間とする。
  - 2 委員に特別の事情が生じた場合には、教育委員会 は、任期中であっても、これを解職することができる。

(委 任)

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員 会規則で定める。

#### 附則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年8月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

#### (準備行為)

- 2 第20条第1項の規定による古賀市図書館協議会 の委員の委嘱に関し必要な行為は、この条例の施 行前においても、同項の規定の例により行うこと ができる。
- (古賀市公民館条例及び古賀市複合文化施設条例の廃止)
  - 3 次に掲げる条例は、廃止する。
  - (1) 古賀市公民館条例(平成9年条例第44号)
  - (2) 古賀市複合文化施設条例(平成15年条例第25号)

#### 古賀市生涯学習センター条例施行規則

平成28年1月26日

教育委員会規則第1号

改正 平成28年3月31日教委規則第5号 改正 平成28年7月1日教委規則第13号

目 次

第1章 総則(第1条-第18条)

第2章 公民館(第19条-第22条)

第3章 図書館(第23条—第40条)

第4章 歴史資料館(第41条—第47条)

第5章 交流館(第48条·第49条)

第6章 補則(第50条)

附則

#### 第1章 総 則

(趣 旨)

第1条 この規則は、古賀市生涯学習センター条例(平成 27年条例第37号。以下「条例」という。)の施行に関 し必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において 使用する用語の例による。

(開館時間)

第3条 開館時間は、次のとおりとする。

施設	開館時間		
公民館	8時30分から22時まで		
交流館   歴史資料館(中会議室・	(使用に係る事務の受付		
ギャラリー)	は、17時まで)		
図書館	10 時から 18 時まで		
展山次料館 (屋子堂)	10 時から 18 時まで		
歴史資料館(展示室)	(入室は、17時30分まで)		

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会が必要と認めるときは、開館時間を変更することができる。

(休館日)

第4条 休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が特に必要と認めるときは、これを変更し、又は別に休館日を定めることができる。

#### (1) 全館休館

ア 毎週月曜日。ただし、その日が休日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいう。以下同じ。)に当たるときは、

その日後においてその日に最も近い休日でない 日

- イ 12月28日から翌年1月4日まで
- (2) 一部休館(図書館及び歴史資料館)
  - ア 図書及び資料等の整理日(毎月第4木曜日。た だし、その日が休日に当たるときは、その前日)
  - イ 蔵書点検又は展示資料等の特別整理を行う期間として教育委員会が定める期間

(使用時間)

第5条 施設の使用時間は、9時から22時まで(準備及び 片付け等に要する時間を含む。)とする。ただし、教 育委員会が必要と認めるときは、この限りでない。

(使用許可の申請)

- 第6条 使用の許可を受けようとする者(以下「使用申請者」という。)は、古賀市生涯学習センター使用許可申請書(様式第1号)を次に定める期日までに教育委員会に提出しなければならない。
  - (1) 区分貸し施設(条例別表に規定する区分貸し 施設をいう。以下同じ。)
    - ア 生涯学習活動団体(生涯学習、ボランティア活動及び地域活動並びにこれらに類する活動を行う非営利の団体をいう。以下同じ。)並びに市民及び市内の事業所等に在職並びに市内の学校に在学する者 使用日(その日が2日以上にわたるときは、その初日。以下同じ。)の12月前の月の初日(その日が休館日のときは、その直後の休館日でない日をいう。以下同じ。)から使用日の1月前まで
    - イ 民間事業者 使用日の9月前の月の初日から使用日の1月前まで
  - (2) 時間貸し施設(条例別表に規定する時間貸し施設をいう。以下同じ。)
    - ア 生涯学習活動団体並びに市民及び市内の事業所等に在職並びに市内の学校に在学する者 使用四半期の最初の月の1月前の月の初日から使用日まで
    - イ 市内の民間事業者(社内会議・研修会、会社・ 求人説明会、採用試験・面接及び社員の厚生 事業並びにこれらに類する目的に使用する 場合に限る。) 使用四半期の最初の月の1 月前の月の初日から使用日まで
  - 2 区分貸し施設の仮予約は、前項第1号に規定する 期間内に受け付けるものとし、仮予約を行った日か

- ら2月を経過する日までに使用許可の申請に係る手 続がないときは、無効とする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、区分貸し施設の使用 に付随して時間貸し施設を使用するときは、区分貸 し施設の申請の期間に準ずる。

(定期利用団体)

第7条 教育委員会は、時間貸し施設を定期的に使用する 者について、別に定めるところにより施設の予約を 優先的に認めることができる。

(使用の許可等)

- 第8条 教育委員会は、第6条第1項及び前条第3項の規定により申請書が提出されたときは、これを審査し、使用を認めたときは、古賀市生涯学習センター使用許可書兼領収書(様式第2号。以下「許可書」という。)を当該申請者に交付するものとする。
  - 2 施設の使用期間は、1回の使用につき連続して5日(ギャラリーにあっては、14日)以内とする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(特別な設備等)

第9条 使用者は、特別な設備をし、又は備付器具以外の 器具を使用するときは、あらかじめ教育委員会の許 可を受けなければならない。

(使用許可の取消し)

第10条 使用者が使用の許可の取消しを受けようとする ときは、直ちに古賀市生涯学習センター使用取消届 出書(様式第3号)に許可書を添えて届け出なけれ ばならない。

(許可を要する行為)

- 第11条 生涯学習センター (敷地を含む。以下同じ。) 内において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、古賀市生涯学習センター許可行為申請書 (様式第4号) により、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。
  - (1) 寄附の募集、保険の勧誘、物品の販売、署名の 収集、宣伝その他これらに類する行為
  - (2) 引火性の物、爆発性の物、銃刀類その他危険性 のある物を館内に持ち込む行為
  - (3) テント、柵その他これらに類する物件を設ける 行為
  - (4) 施設又は設備を設ける行為
  - (5) 広告物等の掲示若しくは配布又は看板若しくは立札類を設置する行為

- (6) 拡声器により放送する行為
- (7) 前各号に掲げるもののほか、生涯学習センター の管理運営上支障があると認められる行為

(禁止行為)

- 第12条 生涯学習センター内においては、次の各号に掲げ る行為をしてはならない。
  - (1) 面会を強要し、又は乱暴な言動をする行為
  - (2) 寄附を強要し、又は押売をする行為
  - (3) 施設、設備若しくは資料等を毀損し、又は生涯 学習センターの美観を損なうおそれのある行 為
  - (4) 指定の場所以外において喫煙又は飲食等をする行為
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、生涯学習センター の管理運営上支障があると認められる行為

(職員による確認及び点検)

- 第13条 教育委員会は、生涯学習センターの管理運営上 必要があると認めるときは、現に使用している施設 内に職員を立ち入らせることができる。
  - 2 使用者は、施設、設備及び備品等の使用が終わったときは、直ちに職員の点検を受けなければならない。

(使用料の徴収)

- 第14条 使用料は、許可書を交付するときに徴収する。ただし、教育委員会が特に必要と認めるときは、この限りでない。
  - 2 使用の許可の内容が変更されたことにより追加で 納付することとされた使用料については、教育委員 会が指定する期日までに納入しなければならない。

(冷暖房及び設備等の使用料)

- 第15条 条例第11条第2項の教育委員会規則で定める冷暖房及び設備等の使用料の額は、別表第1のとおりとする。
  - 2 設備等の使用については、使用者は、使用状況を 申告しなければならない。

(使用料の減免)

- 第16条 条例第11条第3項に規定する教育委員会規則で 定める使用料の減免の基準は、別表第2に定めると ころによる。
  - 2 前項の規定にかかわらず、教育委員会が特に必要 と認めるときは、使用料を減免することができる。
  - 3 使用料の減免を受けようとする者は、古賀市生涯 学習センター使用料減免申請書(様式第5号)を教

育委員会に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、教育委員会が適当と認める者については、この手続を省略することができる。

(使用料の還付)

- 第17条 条例第12条ただし書に規定する還付の金額は、 次の各号に掲げる場合について、当該各号に定め る金額とする。
  - (1) 災害その他使用者自らの責によらない事由に より、使用することができなくなったとき 使 用料の全額
  - (2) 教育委員会が施設の管理上又は公益上やむを 得ない事由により使用の許可を取り消したと き 使用料の全額
  - (3) 区分貸し施設の使用者が次に掲げる期日まで に古賀市生涯学習センター使用取消届出書を 教育委員会に提出したとき
    - ア 使用日の6月前 使用料の全額
    - イ 使用日の1月前 使用料の半額
  - (4) 時間貸し施設の使用者が次に掲げる期日まで に古賀市生涯学習センター使用取消届出書を 教育委員会に提出したとき
    - ア 使用日の1月前 使用料の全額
    - イ 使用日の3日前 使用料の半額
  - 2 前項の還付を受けようとする者は、古賀市生涯学習センター使用料還付申請書(様式第6号)に使用許可書を添えて教育委員会に提出し、還付の決定を受けなければならない。ただし、前項第1号又は第2号に規定する場合においては、この手続を省略することができる。

(損害賠償)

第18条 利用者は、施設、設備又は資料等(図書館資料(図書館法(昭和25年法律第118号)第3条第1号に規定する図書館資料をいう。以下同じ。)を除く。)を汚損、破損又は滅失したときは、直ちに古賀市生涯学習センター汚損・破損・滅失届(様式第7号)により教育委員会に届け出なければならない。

## 第2章 公 民 館

(事業)

第19条 公民館は、社会教育法(昭和24年法律第207号) 第22条に定めるもののほか、次に掲げる事業を行 う。

- (1) 公民館類似施設の活動支援及び整備助成に関すること。
- (2) その他公民館の目的達成に必要な事業に関すること。

(職 員)

第20条 公民館に館長、主事その他必要な職員を置くも のとする。

(古賀市公民館運営審議会)

- 第21条 古賀市公民館運営審議会(以下「審議会」という。)の委員の互選により、審議会に会長及び副会 長を各1人置く。
  - 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
  - 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(審議会の会議)

- 第22条 審議会の会議(以下この条において「会議」という。)は、必要に応じて会長がこれを招集し、その議長となる。
  - 2 会長は、前項の規定による招集をする場合においては、会議開催の日時、場所及び会議に付議すべき 事件をあらかじめ委員に通知しなければならない。 ただし、急を要する場合は、この限りでない。
  - 3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これ を開くことができない。
  - 4 会議の議決は、出席委員の過半数でこれを決し、 可否同数のときは、会長の決するところによる。
  - 5 その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が 審議会に諮って定める。

#### 第3章 図 書 館

(事業)

- 第23条 図書館は、図書館法第3条に定めるもののほか、 次に掲げる事業を行う。
  - (1) 図書館の利用案内、図書館資料の紹介等を行うこと。
  - (2) 市内の地域文庫の育成及びその活動に対する 支援を行うこと。
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、図書館の設置目的を達成するために必要なこと。
  - 2 前項の規定にかかわらず、文献の解読、翻訳、学 習課程の解答その他回答することが不適当と認め られる事項に係る依頼に対しては、回答を行わない

ものとする。

(職 員)

第24条 図書館に館長、司書その他必要な職員を置くも のとする。

(改正(平28教委規則第5号))

(館内利用)

第25条 利用者は、図書館の所定の場所において、図書館 資料を利用することができる。

(図書館資料の複写)

- 第26条 著作権法(昭和45年法律第48号)第31条第1項 に規定する図書館資料の複写を依頼しようとする 者は、館長に古賀市立図書館資料複写申込書(様式 第8号)により申し込み、古賀市手数料条例(平成 12年条例第6号)第2条第1項に規定する手数料 を負担しなければならない。
  - 2 複写物の使用により著作権法上の問題が生じた 場合は、当該複写を申し込んだ者がその責任を負う ものとする。

(館外貸出しを利用できる個人)

- 第27条 図書館資料の館外貸出しを受けることができる 個人は、次に掲げる要件のいずれかに該当し、かつ、 次条の規定により利用者登録されたものとする。
  - (1) 市内に住所を有する者
  - (2) 福岡地区公共図書館等の広域利用に関する協 定を締結した市町に住所を有する者
  - (3) 市内の事業所等に在職又は市内の学校に在学する者
  - (4) 市内の身体障害者福祉法(昭和24年法律第283 号)に規定する身体障害者更生援護施設に1年 間以上継続して入所する者

(個人の利用者登録等)

- 第28条 利用者登録を受けようとする者は、前条各号のいずれかに該当することを確認できる書類(以下「確認書類」という。)を提示して古賀市立図書館利用者カード交付(変更・再交付)申請書(様式第9号。以下この条において「申請書」という。)を図書館の館長(以下この章において「館長」という。)に提出しなければならない。
  - 2 館長は、前項に規定する申請を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、当該申請者を利用者登録し、古賀市立図書館利用者カード(以下「利用者カード」という。)を交付する。
  - 3 利用者カードの有効期間は、前項の規定による交

付を受けた日から3年間とする。ただし、確認書類において申請書の記載事項等に変更がないことが確認できたときは、有効期間を更新することができる。

- 4 第2項の規定により利用者登録された者(以下「登録者」という。)は、利用者カードを紛失したとき 又は申請書の記載事項等に変更を生じたときは、申 請書により速やかに館長に届け出て、利用者カード の再交付又は変更を受けなければならない。
- 5 前項の再交付を受けようとする者は、交付に必要 な実費として100円を負担しなければならない。
- 6 登録者は、利用者カードを他の者に貸与又は譲渡 してはならない。この場合において、利用者カード が登録者本人以外の者に使用され、図書館資料の紛 失等の損害が生じたときは、その責めは当該登録者 本人に帰するものとする。

(館外貸出しの制限)

- 第29条 次の各号に掲げる図書館資料は、館外貸出しを しない。ただし、館長が特に必要があると認めると きは、この限りでない。
  - (1) 参考図書、文書資料、逐次刊行物(新聞、地図、 年鑑に類するものをいう。)
  - (2) 特に貴重な資料
  - (3) その他館長が特に指定した図書館資料

(貸出期間及び冊数)

- 第30条 登録者が館外貸出しを受けることができる期間 は、貸出日から起算して15日以内、貸出しを受ける ことができる冊数は、一人につき10冊以内とする。 ただし、館長が必要と認めたときは、期間及び冊数 を別に定めることができる。
  - 2 前項の期間中に貸出しを受けている図書館資料 (映像資料及び音声資料を除く。)について、別に貸 し出し予約がない場合に限り、館長が定める手続き により、引き続き館外貸出しを受けることができる。

(館外貸出しの取消し等)

- 第31条 教育委員会は、登録者が次の各号のいずれかに 該当する場合は、利用者登録を取消し、又は館外貸 出しを停止することができる。
  - (1) 第27条の利用者登録の要件を満たさなくなったとき。
  - (2) 偽りその他不正な手段により利用者登録を受け、又は第28条第6項前段に規定する不正な行為をしたとき。

(3) 館外貸し出しを受け、前条に定める期間内に返却しないとき。

(館外貸出しを受けることができる団体)

- 第32条 図書館資料の館外貸出しを受けることができる 団体は、第36条に規定する地域文庫、市内の地域 団体、職員団体、社会教育関係団体、福祉団体その 他の団体のうち館長が適当と認めるもので、かつ、 次条の規定により利用者登録を受けたものとする。 (団体の利用者登録等)
- 第33条 利用者登録を受けようとする団体の代表者は、 当該代表者の確認書類を提示して古賀市立図書館 利用者カード交付(変更・再交付)申請書及び古賀 市立図書館団体利用登録(変更)申請書(様式第10 号)を館長に提出しなければならない。
  - 2 館長は、前項に規定する申請を受けたときは、そ の内容を審査し、適当と認めたときは、当該団体を 利用者登録し、利用者カードを交付する。
  - 3 利用者カードの有効期間は、前項の規定による交付を受けた日から1年間とする。
  - 4 第28条第4項及び第5項の規定は、団体の利用 者カードの再交付又は変更を受ける場合について これを準用する。
  - 5 第2項の規定により利用者登録をした団体(以下「登録団体」という。)は、利用者カードを当該団体の活動以外の目的のために使用してはならない。この場合において、登録団体以外のものに使用されたことにより図書資料の紛失等の損害が生じたときは、その責めは当該登録団体に帰するものとする。

(団体貸出しの貸出冊数等)

第34条 団体貸出しの対象とする図書館資料の種類、貸 出冊数、貸出期間等は、教育委員会が定める。

(登録団体における図書館資料の管理)

第35条 団体貸出しを受けた登録団体の代表者は、当該 図書館資料の管理について、その責任を負うものと する。

(地域文庫等)

- 第36条 地域文庫(地域等において読書活動を主たる目的 として自主的に運営する団体をいう。)は、図書館 に登録することにより団体貸出しの他必要な図書 館の支援を受けることができる。
  - 2 地域文庫の代表者は、前項に規定する登録を受け ようとするときは、地域文庫登録申請書を館長に提 出しなければならない。

- 3 地域文庫の代表者は、登録事項を変更し、又は登録を解除しようとするときは、地域文庫登録変更 (解除)届により館長に届け出なければならない。
- 4 団体貸出しを受けた地域文庫の代表者は、館長の 指示により当該図書館資料の利用等について報告 しなければならない。

(寄贈又は遺贈)

- 第37条 図書館は、図書等の寄贈又は遺贈の申出があった場合は、館長が適当と認めたときに、これを受納することができる。
  - 2 前項の規定により図書等の寄贈又は遺贈を受けたときは、当該図書等に寄贈者又は遺贈者の氏名及び寄贈又は遺贈の年月日を記載して、その篤志を表示することができる。

(図書館資料の弁償)

第38条 図書館資料を紛失し、又は毀損し、若しくは甚だしく汚損した場合の条例第16条の適用については、代替品の提供又はその購入代金として教育委員会が相当と認める額による弁償により行うものとする。

(古賀市図書館協議会)

- 第39条 古賀市図書館協議会(以下「協議会」という。)の 委員の互選により、協議会に会長及び副会長を各1 人置く。
  - 2 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
  - 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(協議会の会議)

- 第40条 協議会の会議(以下この条において「会議」という。)は、必要に応じて会長がこれを招集し、その議長となる。
  - 2 会長は、前項の規定による招集をする場合においては、会議開催の日時、場所及び会議に付議すべき 事件をあらかじめ委員に通知しなければならない。 ただし、急を要する場合は、この限りでない。
  - 3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これ を開くことができない。
  - 4 会議の議決は、出席委員の過半数でこれを決し、 可否同数のときは会長の決するところによる。
  - 5 その他協議会の運営に関し必要な事項は、会長が 会議に諮って決める。

#### 第4章 歷史資料館

(事 業)

第41条 歴史資料館は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 歴史、民俗等に関する資料(以下この章において「資料」という。)の収集、整理保管及び専門的調査研究に関すること。
- (2) 資料に関する展示会、講演会及び講習会等を 開催し、並びにその開催を支援すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、歴史資料館の設置目的を達成するために必要なこと。

(改正(平28教委規則第5号))

(職 員)

第42条 歴史資料館に館長その他必要な職員を置くもの とする。

(改正(平28教委規則第5号))

(資料の館外貸出し)

第43条 歴史資料館が保管する資料の館外貸出しは、行わないものとする。ただし、教育、学術又は文化に関する機関、団体等から申出があった場合は、この限りでない。

(資料の撮影等の許可)

第44条 歴史資料館に展示され、又は所蔵されている資料の撮影、模写、模造等をしようとする者は、あらかじめ館長の許可を受けなければならない。

(資料の寄贈若しくは遺贈又は寄託)

- 第45条 歴史資料館は、資料の寄贈若しくは遺贈又は寄 託を受けることができる。
  - 2 前項の規定により寄贈又は遺贈を受けたときは、 当該資料に寄贈する者又は遺贈者の氏名及び寄贈 又は遺贈の年月日を記載して、その篤志を表示する ことができる。
  - 3 歴史資料館に資料を寄託しようとする者は、資料 寄託申請書により教育委員会にその旨を申し出なけ ればならない。
  - 4 前項の申出について教育委員会が適当と認めた ときは、これを受納し、寄託資料受領書を当該寄託 した者(以下「寄託者」という。)に交付するものとす る。
  - 5 前項の場合において、寄託を受けた資料の取扱い は、特別の条件がある場合のほか、他の資料と同様 の扱いをするものとする。

(寄託期間)

第46条 前条第1項の規定により寄託することができる

期間は、館長が寄託者と協議して定める。

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会が必要と認 める場合は、当該寄託を受けた資料を返還すること ができる。

(寄託資料の免責)

第47条 寄託資料が天災その他やむを得ない理由により、 毀損又は滅失した場合は、市はその責めを負わな いものとする。

#### 第5章 交 流 館

(事 業)

- 第48条 交流館は、次に掲げる事業を行う。
  - (1) 施設の貸出しに関すること。
  - (2) 学習の場の提供に関すること。
  - (3) 学習機会の提供その他市民の生涯学習活動を 支援及び推進すること。

(職 員)

第49条 交流館に必要な職員を置くものとする。

#### 第6章 補 則

(補 則)

第50条 この規則に定めるもののほか、生涯学習センター の管理及び運営等に関し必要な事項は、教育委員 会が定める。

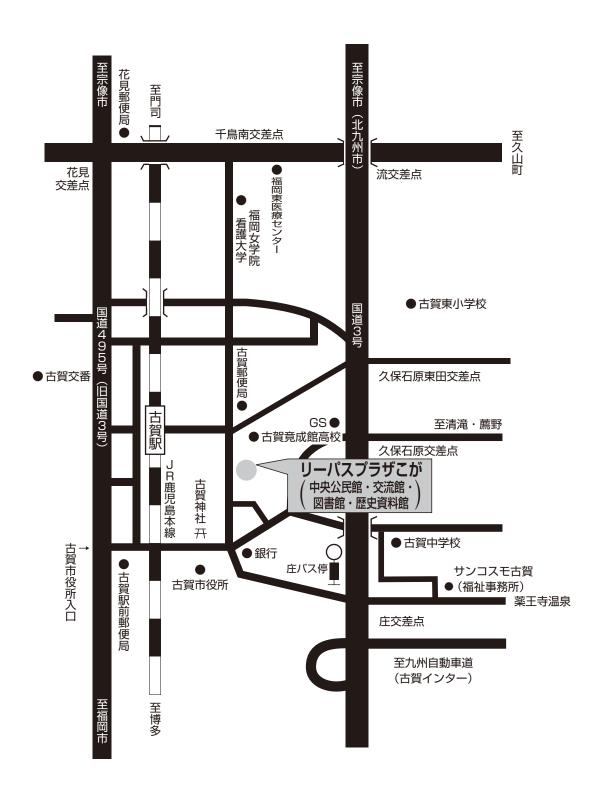
#### 附則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年8月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
- (古賀市公民館条例施行規則等の廃止)
  - 2 次に掲げる規則は、廃止する。
  - (1) 古賀市公民館条例施行規則(平成9年教育委員 会規則第13号)
  - (2) 古賀市複合文化施設条例施行規則(平成16年 教育委員会規則第1号)
  - (3) 古賀市複合文化施設運営協議会設置規則(平成23年教育委員会規則第17号)

以下省略

# 案 内 図



# 平成 28 年度 図書館・歴史資料館要覧

2017 (平成29) 年2月 発行

〒811-3103 福岡県古賀市中央二丁目13番1号

# 古賀市教育委員会 文化課

図書館

歴史資料館

TEL 092(942)2561 FAX 092(944)0918 TEL 092(944)6214 FAX 092(944)6215